
平成25年度リハビリテーション支援センター調査研究事業

障害福祉領域におけるリハビリテーション専門職
の活動に関する調査報告書

宮城県リハビリテーション支援センター

目 次

| | | | |
|---|-----------------|-------|-----|
| 1 | 事業実施の背景 | | P1 |
| 2 | 事業目的 | | P2 |
| 3 | 事業内容 | | P2 |
| 4 | 調査結果・事業実施状況 | | P3 |
| | (1) 配置状況等調査結果 | | |
| | (2) ヒアリング調査結果 | | |
| | (3) リハ専門職連絡会の開催 | | |
| 5 | 考察・まとめ | | P27 |
| | 参考資料 | | P31 |

1 事業実施の背景

(1) 障害福祉サービス等とリハビリテーション専門職について

障害児者に支援を行なっている障害福祉サービス事業所、計画相談支援事業所、障害児通所支援事業所、精神障害者コミュニティサロン（以下「障害福祉サービス等」という。）と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「リハ専門職」という。）の関わりについて整理すると、生活介護、自立訓練（機能訓練）事業の職員の配置基準において、理学療法士又は作業療法士を有しなければならないとされている。（ただし、確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員としておくことができることとなっている。）

また、平成21年度から生活介護と自立訓練（機能訓練）ではリハビリテーションマネジメントを評価した「リハビリテーション加算」が創設されている。その中ではリハビリテーションマネジメントの基本的考え方が示されており、1) リハビリテーションの目的、2) 加算の運用、3) 継続的なサービスの質の向上について、4) マネジメントの実務についてなどが示されている。

さらに、平成24年度より障害児通所支援（児童発達支援および放課後等デイサービス）においては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置し、機能訓練等を計画的に行った場合に特別支援加算の算定が可能となっている。

(2) 障害者総合支援法とリハビリテーション

障害者総合支援法におけるリハビリテーションは「障害のある人々の全人間的復権を理念として、単なる機能回復訓練ではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものであり、自立した生活への支援を通じて、利用者の生活機能の改善、悪化の防止や尊厳ある自己実現に寄与することを目的とするもの」とされている。

また、リハビリテーションはリハ専門職だけが提供するものではなく、様々な職種が協働し、利用者の家族等にも役割を担っていただき提供されるべきもので、日常生活上の生活行為への働きかけである日常生活上の必要な支援は、リハビリテーションの視点から提供されるべきものであるとの認識の重要性が強調されている。

さらに、リハビリテーションの提供にあたっては、利用者のニーズを踏まえ、利用者やその家族等の理解を深め、協働作業が十分になされるために、リハビリテーションや生活不活発病や生活習慣病についての啓発を図ることとされている。

障害福祉領域のリハビリテーションは「チームによるケア」「関係者・機関との協働」によるマネジメントに基づいた支援が求められている流れにある。

(3) 宮城県における障害福祉サービス等とリハ専門職の関与の状況

宮城県内の障害福祉サービス等に勤務するリハ専門職の配置状況は、生活介護や自立訓練（機能訓練）以外では統計として把握されていない。また、関わっているリハ専門職の取組みや具体的な実践についても明らかとなっていない。

上記の状況を踏まえて、本調査研究では宮城県内の障害福祉領域のリハビリテーション提供体制を強化する観点から、宮城県内のリハ専門職の活動状況や活動効果の把握に取り組んだものである。

2 事業の目的

本事業は、「宮城県内の障害福祉サービス等におけるリハ専門職の活動状況や支援の状況を把握し、地域リハビリテーション体制整備の推進に向けた取り組みに資すること」を目的とした。

具体的には、第一に現在のリハ専門職の配置状況を把握することで、「新たな配置に向けた取組の検討」をすること。第二に実際の活動状況から障害児者支援の現場におけるリハ専門職の活動効果を捉え、「障害福祉領域のリハビリテーションの普及啓発のあり方を検討」すること。第三に「障害福祉サービス等に関与しているリハ専門職に対する支援の必要性や内容について検討」することである。

事業の目的

「宮城県内の障害福祉サービス等におけるリハ専門職の活動状況や支援の状況を把握し、地域リハビリテーション体制整備の推進に向けた取り組みに資すること」

- ① 新たな配置に向けた取組の検討
- ② 障害福祉領域のリハビリテーションの普及啓発のあり方の検討
- ③ 障害福祉サービス等に関与しているリハ専門職に対する支援の必要性や内容について検討

3 事業内容

調査研究事業として下記の4点を実施した。

(1) 配置状況等調査

独立行政法人福祉医療機構が提供している障害福祉サービス事業所情報の検索、当センターで実施したリハ専門職の配置の有無についての調査、その他の情報に基づき電話等で配置について確認する方法を用いて、配置状況を把握した。

(2) ヒアリング調査

上記(1)の配置状況等調査の結果から把握されたもののうち、仙台市以外に位置する事業所で、ヒアリング調査の了解が得られた18事業所に訪問し、ヒアリング調査票(参考資料1)に基づき、インタビューを行い、その結果を記録した。

(3) リハ専門職連絡会

障害福祉サービス等におけるリハ専門職の取組み事例や活動上の課題等の共有を通じて、リハ専門職の連携のきっかけを図ることを目的に、上記(1)の配置状況等調査結果から把握されたリハ専門職を参集し、施設や現場のニーズ、活動の課題等について共有する連絡会を実施した。

(4) 上記(1)～(3)から地域リハ体制整備の推進に向けた取組みの検討

主にヒアリング調査にて得られた内容について、KJ法を用いて分類し、リハ専門職の活動状況や配置状況、活動効果を捉えることで、新たな配置に向けた取組や普及啓発のあり方、リハ専門職への支援の必要性や内容を検討した。

4 調査結果・事業実施状況

(1) 配置状況等調査結果

配置状況等調査の結果、宮城県内には、47事業所に117名（重複あり）のリハ専門職が配置されていることがわかった。

表1に47事業所のリハ専門職従事者数の一覧を示す。

| 番号 | 圏域別 | 運営主体 | 障害福祉サービス事業等種別 | 従事者数(人) | | | (内常勤) | | | (内非常勤) | | |
|----|-----|--------|--|---------|-------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 | 理学療法士(常) | 作業療法士(常) | 言語聴覚士(常) | 理学療法士(非) | 作業療法士(非) | 言語聴覚士(非) |
| 1 | 仙南 | 社会福祉法人 | 短期入所、生活介護 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 2 | 仙南 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 3 | 仙南 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 4 | 仙南 | 社会福祉法人 | 就労継続支援 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 5 | 仙南 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 6 | 仙台 | NPO法人 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス) | | | 1 | | | 1 | | | |
| 7 | 仙台 | NPO法人 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス) | | | 1 | | | | | | 1 |
| 8 | 仙台 | NPO法人 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) | | 1 | | | | | | 1 | |
| 9 | 仙台 | NPO法人 | 障害児通所支援(児童発達支援、保育所等訪問支援) | | | 1 | | | | | | 1 |
| 10 | 仙台 | 行政 | 精神障害者コミュニティサロン | | 1 | | 1 | | | | | |
| 11 | 仙台 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護、計画相談支援 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 12 | 仙台 | 社会福祉法人 | 短期入所、生活介護 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 13 | 仙台 | 社会福祉法人 | 生活介護、就労継続支援 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 14 | 仙台 | 社会福祉法人 | 生活介護 | | 1 | | | 1 | | | | |
| 15 | 仙台 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 16 | 仙台 | 社会福祉法人 | 生活介護 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 17 | 仙台 | 行政 | 就労移行支援、就労継続支援 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 18 | 仙台 | 社会福祉法人 | 生活介護 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 19 | 仙台 | 独立行政法人 | 短期入所、療養介護、障害児入所支援(医療型) | 7 | 6 | 3 | 7 | 6 | 3 | | | |
| 20 | 仙台 | 社会福祉法人 | 自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 21 | 栗原 | NPO法人 | 短期入所、生活介護 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 22 | 栗原 | 社会福祉法人 | 生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 23 | 登米 | 医療法人 | 就労移行支援、就労継続支援 | | 1 | | | 1 | | | | |
| 24 | 登米 | 社会福祉法人 | 計画相談支援、地域相談支援、障害児等療育支援事業 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 25 | 登米 | 社会福祉法人 | 生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 26 | 東部 | 社会福祉法人 | 生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 27 | 東部 | 社会福祉法人 | 短期入所、障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) | | 1 | | | | | | 1 | |
| 28 | 東部 | 社会福祉法人 | 生活介護 | 2 | | | | | | 2 | | |
| 29 | 気仙沼 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | |
| 30 | 仙台市 | NPO法人 | 障害児通所支援(児童発達支援) | | 1 | | | | | | 1 | |
| 31 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | 1 | | 1 | | | | 1 | |
| 32 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 33 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 計画相談支援、地域相談支援 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 34 | 仙台市 | 行政 | 自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練) | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 35 | 仙台市 | 行政 | 自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練) | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | |
| 36 | 仙台市 | 行政 | 自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練) | 1 | | | 1 | | | | | |
| 37 | 仙台市 | 行政 | 自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練) | | 1 | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 38 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 生活介護 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 39 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 計画相談支援、地域相談支援 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 40 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 生活介護 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 41 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 生活介護 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 42 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 施設入所支援、短期入所、生活介護 | 5 | | | 5 | | | 5 | | |
| 43 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 生活介護 | 1 | | | 1 | | | | | |
| 44 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 生活介護 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 45 | 仙台市 | 行政 | 障害児入所支援(医療型)、短期入所 | 11 | 5 | 3 | 10 | 5 | 3 | 1 | | |
| 46 | 仙台市 | 社会福祉法人 | 短期入所、療養介護、障害児入所支援(医療型)、生活介護 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | | | |
| 47 | 仙台市 | 独立行政法人 | 短期入所、療養介護 | 12 | 5 | | 12 | 5 | | | | |
| 合計 | | | | 63 | 36 | 18 | 51 | 24 | 15 | 18 | 11 | 3 |

① 事業所における職種別配置状況

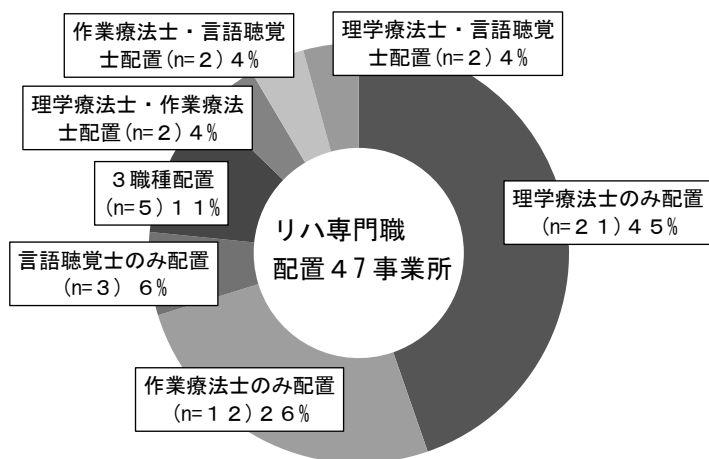


図1 事業所におけるリハ専門職配置状況 (n=47)

- ・宮城県内（仙台市含む）でリハ専門職が配置されている事業所は47事業所。
- ・事業所における配置職種別では，理学療法士のみが21ヶ所（45%），次いで作業療法士のみ配置が12ヶ所（26%），3職種配置が5ヶ所（11%）となっている。

② 圏域別の事業所分布

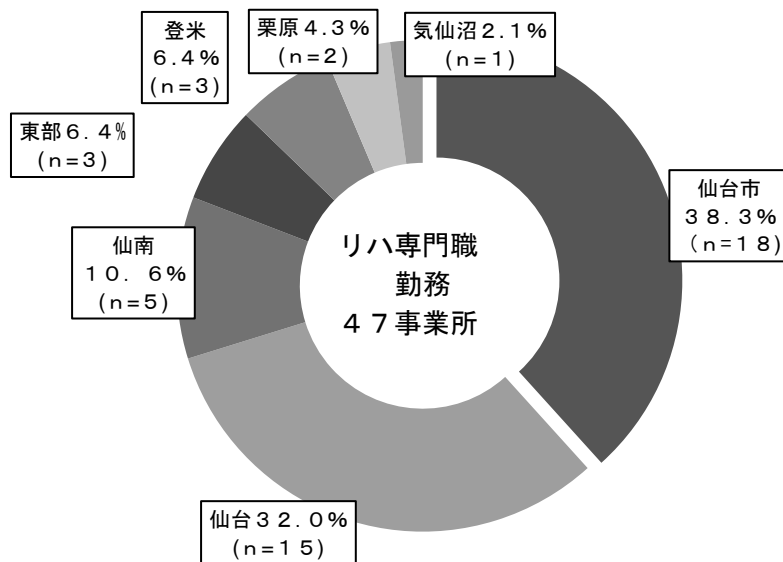


図2 配置事業所の圏域別の事業所分布 (n=47)

③ 事業種別とリハ専門職配置状況

表2 事業種別とリハ専門職配置状況（勤務形態別）（単位：人）

| 事業種別 | 宮城県内指定事業所数 | リハ専門職配置事業所数 | 配置割合 | 常勤 | | | 非常勤 | | |
|----------------|------------|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 |
| 療養介護 | 3 | 3 | 100.0% | 21 | 19 | 6 | 0 | 7 | 0 |
| 生活介護 | 109 | 27 | 24.8% | 16 | 5 | 5 | 16 | 5 | 0 |
| 短期入所 | 89 | 18 | 20.2% | 43 | 20 | 11 | 9 | 2 | 0 |
| 施設入所支援 | 40 | 10 | 25.0% | 11 | 1 | 2 | 8 | 1 | 0 |
| 自立訓練（機能訓練） | 7 | 5 | 71.4% | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 自立訓練（生活訓練） | 26 | 7 | 26.9% | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 就労移行支援 | 64 | 5 | 7.8% | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 就労継続支援（B型） | 150 | 8 | 5.3% | 1 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 |
| 計画相談支援 | 50 | 4 | 8.0% | 4 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| 地域相談支援（地域移行支援） | 25 | 3 | 12.0% | 3 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 地域相談支援（地域定着支援） | 25 | 3 | 12.0% | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児入所支援（医療型） | 4 | 4 | 100.0% | 31 | 19 | 9 | 1 | 2 | 0 |
| 児童発達支援 | 32 | 7 | 21.9% | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 2 |
| 放課後等デイサービス | 83 | 5 | 6.0% | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 保育所等訪問支援 | 6 | 3 | 50.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 精神障害者コミュニティサロン | 4 | 1 | 25.0% | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 717 | 113 | 32.3% | 139 | 72 | 43 | 44 | 32 | 6 |

（指定事業所数については宮城県社会福祉施設等一覧（平成25年6月））

- ・常勤，非常勤ともに理学療法士の従事が多い。
- ・常勤では医療機関で実施している療養介護，障害児入所支援が全体を押し上げている。生活介護，短期入所，施設入所支援への関与が多い。
- ・非常勤では生活介護に関わるリハ専門職が多い。

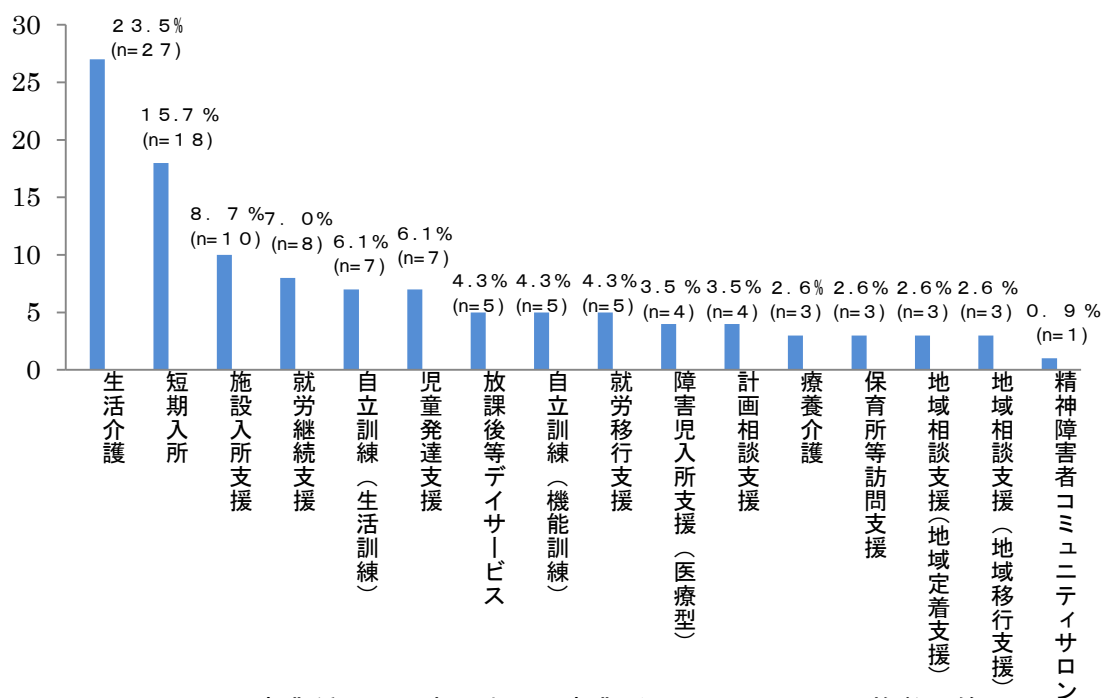


図3 事業種別リハ専門職配置事業所（n=113） 複数回答

- ・113ヶ所の配置事業所の内，生活介護が27カ所23.5%と最も多く，次いで短期入所が18ヶ所15.7%，施設入所支援10ヶ所8.7%となっていた。

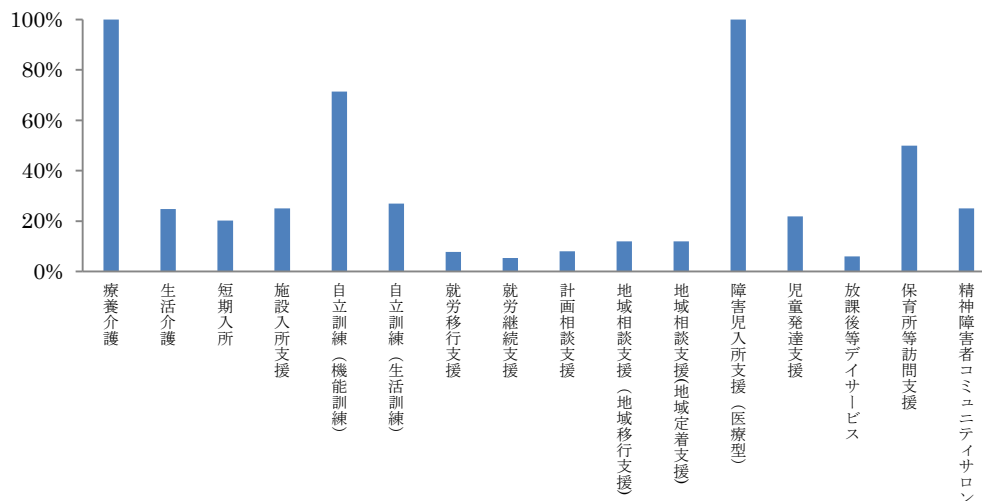


図4 リハ専門職配置事業所数 配置割合

- ・事業種別毎のリハ専門職配置状況は、医療機関が事業を行っている療養介護，障害児入所支援（医療型）は100%であった。
- ・配置基準が定められている自立訓練（機能訓練）以外は50%以下の配置となっている。
- ・生活介護は、配置基準において理学療法士又は作業療法士を有しなければならないと定めがあるにもかかわらず、24.8%にとどまっている。

④ 事業種別とリハ専門職の勤務形態

表3 事業種別とリハ専門職の勤務形態（事業所数）

| 事業種別 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 常勤割合 |
|-----------------|----|-----|-----|--------|
| 療養介護 | 3 | 0 | 3 | 100.0% |
| 生活介護 | 12 | 15 | 27 | 44.4% |
| 短期入所 | 12 | 6 | 18 | 66.7% |
| 施設入所支援 | 7 | 3 | 10 | 70.0% |
| 自立訓練(機能訓練) | 5 | 0 | 5 | 100.0% |
| 自立訓練(生活訓練) | 4 | 3 | 7 | 57.1% |
| 就労移行支援 | 2 | 3 | 5 | 40.0% |
| 就労継続支援(B型) | 2 | 6 | 8 | 25.0% |
| 計画相談支援 | 4 | 0 | 4 | 100.0% |
| 地域相談支援(地域移行支援) | 3 | 0 | 3 | 100.0% |
| 地域相談支援(地域定着支援) | 3 | 0 | 3 | 100.0% |
| 障害児入所支援(医療型) | 4 | 0 | 4 | 100.0% |
| 障害児通所支援(児童発達支援) | 1 | 6 | 7 | 14.3% |
| 放課後等デイサービス | 1 | 4 | 5 | 20.0% |
| 保育所等訪問支援 | 1 | 2 | 3 | 33.3% |
| 精神障害者コミュニティサロン | 1 | 0 | 1 | 100.0% |
| 計 | 65 | 48 | 113 | |

- ・生活介護は非常勤が多い。
- ・自立訓練（機能訓練）は、常勤が100%である。

⑤ 1事業所あたりのリハ専門職の勤務人数

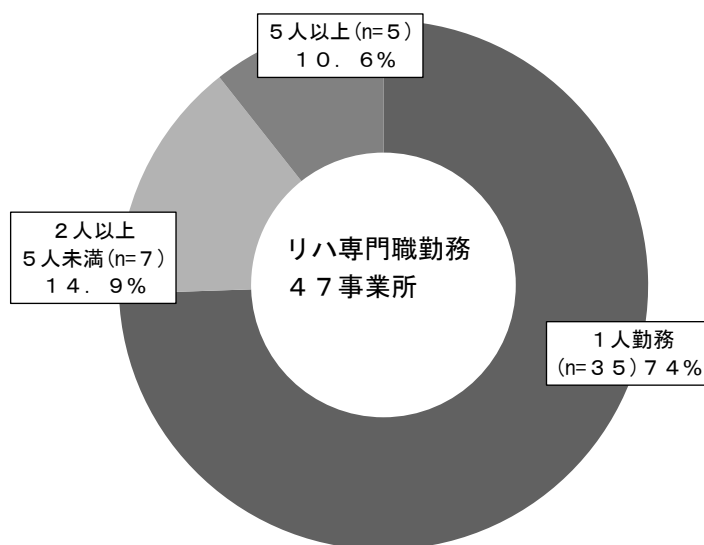


図5 事業所の勤務人数 (n = 47)

・全体の74%が1人で事業所に関わっている。

⑥ 勤務形態

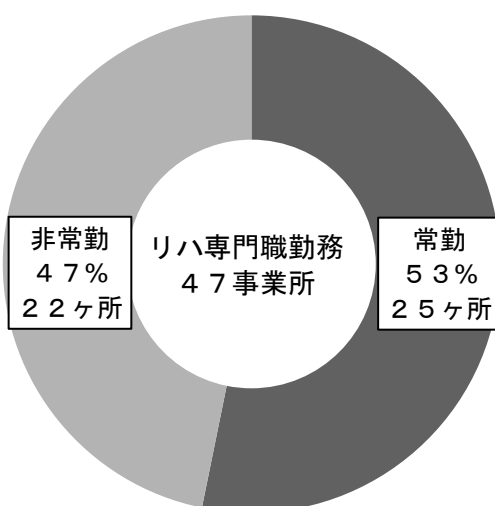


図6 勤務形態 (n=47)

・勤務形態は、常勤と非常勤の割合はほぼ同様であった。

(2) ヒアリング調査結果

① ヒアリング調査対象の基本属性

ヒアリング調査対象事業所の概要を表7に示す。本調査では、前掲の障害福祉サービス等の職員を対象とし、ヒアリングを実施した。仙台市以外の事業所を対象としている。

表4 ヒアリング対象事業所の従事職種数

| 職種 | 人数 |
|-------|----|
| 理学療法士 | 10 |
| 作業療法士 | 7 |
| 言語聴覚士 | 6 |
| 計 | 23 |

表5 ヒアリング対象事業所の従事職種内訳（事業所数）

| サービス事業種別 | PT | OT | ST | PT・ST | OT・PT・ST | 計 |
|----------------|----|----|----|-------|----------|----|
| 生活介護 | 7 | 2 | | | 2 | 11 |
| 就労移行支援 | | 1 | | | | 1 |
| 計画相談支援 | | | | 1 | | 1 |
| 障害児通所支援 | | 1 | 3 | | | 4 |
| 精神障害者コミュニティサロン | | 1 | | | | 1 |
| 計 | 7 | 5 | 3 | 1 | 2 | 18 |

P T：理学療法士 O T：作業療法士 S T：言語聴覚士

表6 ヒアリング対象事業所の勤務形態内訳（事業所数）

| 事業種別 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|----------------|----|-----|----|
| 生活介護 | 7 | 4 | 11 |
| 就労移行支援 | 1 | | 1 |
| 計画相談支援 | 1 | | 1 |
| 障害児通所支援 | 1 | 3 | 4 |
| 精神障害者コミュニティサロン | 1 | | 1 |
| 計 | 11 | 7 | 18 |

表7 ヒアリング対象事業所の概要一覧

| 事例番号 | 主にリハ専門職が関わる事業 | 併設事業 | 従事職種 | 雇用形態 | 主な対象者 | 圏域 | リハ専門職数 | 運営主体 |
|------|-------------------------------------|--|----------|------|----------|-----|--------|--------|
| 1 | 生活介護 | 施設入所支援、短期入所 | PT | 非常勤 | 知的障害者 | 仙台 | 1 | 社会福祉法人 |
| 2 | 生活介護 | なし | OT | 常勤 | 精神・知的障害者 | 仙台 | 1 | 社会福祉法人 |
| 3 | 生活介護 | 機能訓練、就労移行支援、就労継続支援 | PT | 常勤 | 知的障害者 | 栗原 | 1 | 社会福祉法人 |
| 4 | 生活介護 | 短期入所 | OT | 非常勤 | 身体・精神障害者 | 栗原 | 1 | NPO法人 |
| 5 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) | 多機能事業所、市単独事業 | OT・ST | 非常勤 | 障害児 | 仙台 | 1 | NPO法人 |
| 6 | 生活介護 | 短期入所 | PT | 常勤 | 重度心身障害者 | 仙南 | 1 | 社会福祉法人 |
| 7 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) | なし | ST | 非常勤 | 障害児 | 仙台 | 1 | NPO法人 |
| 8 | 生活介護 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス) | PT | 非常勤 | 重度心身障害者 | 仙台 | 1 | 社会福祉法人 |
| 9 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス) | なし | ST | 常勤 | 障害児 | 仙台 | 1 | NPO法人 |
| 10 | 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス) | なし | ST | 非常勤 | 障害児 | 仙台 | 1 | NPO法人 |
| 11 | 生活介護 | 生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 | PT | 非常勤 | 知的・身体障害者 | 東部 | 1 | 社会福祉法人 |
| 12 | 生活介護 | 施設入所支援、短期入所 | PT | 常勤 | 身体障害者 | 仙台 | 1 | 社会福祉法人 |
| 13 | 精神障害者コミュニティサロン | なし | OT | 常勤 | 精神障害者 | 仙台 | 1 | 行政 |
| 14 | 計画相談支援 | 地域移行支援、地域定着支援、障害児等療育支援事業、障害就業・生活支援センター | PT・ST | 常勤 | 3障害 | 登米 | 2 | 社会福祉法人 |
| 15 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | OT | 常勤 | 精神障害者 | 登米 | 1 | 医療法人 |
| 16 | 生活介護 | 施設入所支援、短期入所 | OT・PT・ST | 常勤 | 身体障害者 | 仙台 | 3 | 社会福祉法人 |
| 17 | 生活介護 | 施設入所支援、短期入所 | OT・PT・ST | 常勤 | 身体障害者 | 気仙沼 | 3 | 社会福祉法人 |
| 18 | 生活介護 | 施設入所支援、短期入所 | PT | 常勤 | 身体障害者 | 仙南 | 1 | 社会福祉法人 |

PT:理学療法士、OT:作業療法士、ST:言語聴覚士

② ヒアリング調査結果

ヒアリング対象とした18事業所の現状及び意見を文章で記述した上でその内容を表8のとおり分類し、事例的に記載した。

表8 本調査におけるリハ専門職の活動状況の分類

| | |
|---------------|--------------------|
| ア 事業所の雇用のきっかけ | |
| イ 活動内容 | a 活動場所（活動場所の数，制度別） |
| | b リハ専門職としての動き |
| | c 事業所職員としての動き |
| ウ 活動効果 | |
| エ 活動上の課題 | |
| オ 必要な支援 | |

ア 事業所の雇用のきっかけ（配置の理由）について

表9 事業所の雇用のきっかけ（具体的事例）

| | |
|-------------------------|--|
| a 専門性に期待しての配置 （8事例） | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化・重度化のケア対策 ・重度心身障害児者の個別支援 ・療育に関する相談の強化 ・療育ニーズに対応したい。 ・利用者の家族からの要望（ことばや発達の遅れ）に対応したい。 ・リハ専門職（作業療法士）に関わってほしい。 |
| b 制度上の人員としての配置 （7事例） | <ul style="list-style-type: none"> ・旧身体障害者療護施設で、当時の職員の配置基準で理学療法士が必置であったため。 ・旧身体障害者更生施設で、当時の職員の配置基準で理学療法士及び作業療法士が必置であったため。 ・旧精神障害者授産施設で、当時の職員の配置基準で作業療法士が必置であったため。 |
| c そのほか・不明（3事例） | |

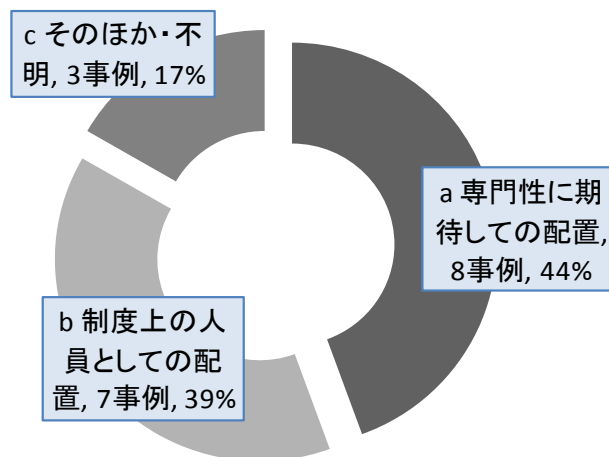


図 7 事業所の雇用のきっかけ

事業所（法人）にリハ専門職が雇用となったきっかけは、専門性を期待しての配置と制度上の人員の基準としての配置に大別された（図7）。

表9に具体的事例を示しているが、旧法における身体障害者療護施設・身体障害者更生施設・精神障害者授産施設では、職員の配置の基準において理学療法士・作業療法士の配置が定められており、配置の理由となっていた。

一方で専門性に期待しての配置は調査対象の半数にのぼり、次の様な例が見られた。

- ・ 利用者の高齢化・障害の重度化が課題となっている一部の生活介護事業所などでは、利用者に対する食事動作や移動、移乗の支援に対応できる職種としてリハ専門職をとらえ、雇用に至っている事例が見られた。
- ・ 重度心身障害者が通う一部の生活介護事業所では、重度心身障害者に対する個別支援に対応できる職種としてリハ専門職をとらえ、雇用に至っている事例が見られた。
- ・ 障害児者通所支援事業では、子どもの育ちや発達に対し、より専門性の高い対応をする職種としてリハ専門職をとらえ、雇用に至っている事例が多く見られた。

イ 活動内容

障害福祉サービス等でのリハ専門職の活動内容は、表10のとおり活動場所（活動場所の数、制度別）、リハ専門職としての動き、事業所の職員としての動きに大別された。

表 10 活動内容

| | |
|--|--|
| <p>a 活動場所</p> | <p>○活動場所の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業所での活動（10 事例） ・ 複数事業所（法人内）での活動（4 事例） ・ 複数事業所（法人外）での活動（4 事例） <p>○制度別（制度内：障害者総合支援法や児童福祉法に基づくもの、制度外：市単独事業や利用者の自己負担で行われている支援など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度内（11 事例）、制度外（1 事例）、制度内外の両方（6 事例） |
| <p>b リハ専門職としての動き</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成（所内研修の講師など）（4 事例） ・ 他職種が実施する支援についての助言（13 事例） ・ 他職種が実施する支援の技術的なサポート（13 事例） ・ 個別の専門的技術的支援（言語訓練や運動の実施など）の実施（11 事例） ・ 個別の支援に関わる外部との連携（8 事例） |
| <p>c 事業所の職員としての動き （管理業務や支援員としての業務など）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ あり（8 事例） ・ なし（10 事例） |

a 活動場所

活動場所の数は、1つの事業所・施設のみで活動する事例（10ヶ所）、同じ法人内で複数の事業所で活動する事例（4ヶ所）、法人外の事業所を含む複数の事業所で活動する事例（4ヶ所）が見られた。

制度別では、障害者総合支援法や児童福祉法に基づいた制度内での活動（11ヶ所）、市町村が単独で実施している事業や利用者の自己負担で提供されている事業など制度外での活動（1ヶ所）、制度内外の両方を行っている事例（6ヶ所）が見られた。制度内外両方に関わっている事例は、言語聴覚士による「ことばの教室」、「障害児等療育支援事業」、「応急仮設住宅のサポートセンター」などであった。

b リハ専門職としての動き

事業所・法人でのリハ専門職としての動きは、他職種スタッフ（生活支援員や就労支援員等のこと。以下「スタッフ」という。）への研修などの業務（例：動作介助方法や食

事の支援方法について研修を行うなど), 利用者の心身機能・活動や障害状態についてのアセスメントに基づいたスタッフへの助言を行う業務(例:主にスタッフの疑問や質問に関してアドバイスを行うなど), スタッフが担当する支援の技術的サポートの業務(例:利用者の福祉用具の検討, 動作介助方法・姿勢の検討, 利用者の日中活動内容の検討), 個別の専門的技術的支援(例:言葉の教室, 療育支援の教室, リラクゼーション, 運動実施の支援など狭義のリハビリテーション医療的な関わり), 個別の支援に関わる外部機関(医療機関や支援学校など)との情報交換などの連携に関する業務に分類された。

c 事業所の職員としての動き

事業所の職員として, 利用者の送迎なども含め支援スタッフとして業務を行っている事例, 福祉用具の選定・購入を伴う事務処理を含めた業務を行っている事例, 相談支援事業や障害者就業・生活支援センターの職員として就業支援を行っている事例, 事業所内でサービス管理責任者や副施設長など管理業務を行っている事例が見られた。

事業所毎の活動内容の概要一覧を表11, 勤務形態(常勤・非常勤)と従事事業数及びリハ専門職としての動きについてのクロス集計を表12~18, リハ専門職の活動の具体的支援内容を表19に示す。

ヒアリング調査対象では, 常勤事業所は10ヶ所, 非常勤事業所が8ヶ所である。表12の勤務形態と事業所の職員としての業務の実施の有無には関連があり, 常勤職員は多様な業務を行っている。また, 表18のとおり常勤職員は外部機関との連携を図りながら, 業務を行っている。

表19の専門的技術的支援の具体的内容は, 心身機能, 動作, 環境と多岐にわたっているが, 利用者の生活状況や障害状況をアセスメントし直接利用者に支援を提供する場合と, 例えば食事や排泄などのADLのアセスメントのみを行い, より利用者のやりやすい方法を提案した上で生活支援員のケアの活用を図るなど多職種と協働し, サービス提供をよりよいものとする活動を行っている。

表 1 1 活動内容の概要 一覧

| 事例番号 | 主にリハ専門職が関わるサービス事業 | リハ専門職の配置数 | 配置されているリハ専門職の職種 | 常勤・非常勤の別 | 活動場所 従事事業所数(単数・複数の別) | 参考) 主に従事する事業内容 | リハ専門職雇用のきっかけ | 参考) リハ専門職雇用のきっかけの 具体記述 |
|------|-------------------|-----------|-----------------|----------|-------------------------|--|--------------|------------------------------|
| 1 | 生活介護 | 1 | PT | 非常勤 | 単数 | 生活介護 | 専門性に期待しての配置 | 高齢化・重度化のケア対策 |
| 2 | 生活介護 | 1 | OT | 常勤 | 単数 | 生活介護 | 制度上の人員としての配置 | 生活介護であるため |
| 3 | 生活介護 | 1 | PT | 常勤 | 単数 | 自立訓練機能訓練, 生活介護 | その他・不明 | |
| 4 | 生活介護 | 1 | OT | 非常勤 | 単数 | 生活介護 | 専門性に期待しての配置 | 作業療法士に関わって欲しい |
| 5 | 障害児通所支援 | 2 | OT, ST | 非常勤 | 複数 | 多機能事業所(生活介護, 児童発達, SS, 放課後デイ, 保育所等訪問支援), 市単事業(保育所訪問, 健診フォロー) | 専門性に期待しての配置 | 療育に関する相談の強化 |
| 6 | 生活介護 | 1 | PT | 常勤 | 複数 | 生活介護, 施設入所 | 専門性に期待しての配置 | 高齢化・重度化のケア対策 |
| 7 | 障害児通所支援 | 1 | ST | 非常勤 | 複数 | 児童発達支援, 放課後等デイ, 言葉の教室(制度外含む) | 専門性に期待しての配置 | 利用者の家族からの要望(ことばや発達の遅れ)に対応 |
| 8 | 生活介護 | 1 | PT | 非常勤 | 単数 | 生活介護(重心) | 専門性に期待しての配置 | 重度心身障害児者の個別支援 |
| 9 | 障害児通所支援 | 1 | ST | 常勤 | 複数 | 児童発達支援, 放課後等デイ, 言葉の教室(制度外含む) | 専門性に期待しての配置 | 利用者の家族からの要望(ことばや発達の遅れ)に対応 |
| 10 | 障害児通所支援 | 1 | ST | 非常勤 | 単数 | 言葉の教室(制度外含む) | その他・不明 | |
| 11 | 生活介護 | 1 | PT | 非常勤 | 複数 | 就労継続A, B, 生活介護, 自立訓練生活訓練 | 制度上の人員としての配置 | 旧身体障害者療護施設であったため |
| 12 | 生活介護 | 1 | PT | 常勤 | 単数 | 生活介護, 施設入所 | 制度上の人員としての配置 | 旧身体障害者療護施設であったため |
| 13 | 精神障害者コミュニティサロン | 1 | OT | 常勤 | 単数 | 精神サロン(市単独事業) | その他・不明 | |
| 14 | 計画相談 | 2 | PT, ST | 常勤 | 複数 | 障害児等療育支援事業, 障害者就労・生活支援事業, 相談支援事業 | 専門性に期待しての配置 | 療育に関する相談の強化 |
| 15 | 就労移行支援 | 1 | OT | 常勤 | 単数 | 就労継続B, 就労移行 | 制度上の人員としての配置 | 旧精神障害者授産施設であったため |
| 16 | 生活介護 | 3 | PT, OT, ST | 常勤 | 複数 | 生活介護, 施設入所, 特養, 介護サービス事業, 仮設サポートセンター | 制度上の人員としての配置 | 旧身体障害者更生施設であったため |
| 17 | 生活介護 | 3 | PT, OT, ST | 常勤 | 複数 | 生活介護, 施設入所, 市単事業(言語, 聴覚相談) | 制度上の人員としての配置 | 旧身体障害者療護施設であったため |
| 18 | 生活介護 | 1 | PT | 常勤 | 単数 | 生活介護, 施設入所 | 制度上の人員としての配置 | 旧身体障害者療護施設であったため |

| 事例番号 | 主にリハ専門職が関わるサービス事業 | リハ専門職としての動き(有無) | | | | | 参考) リハ専門職としての動きの主な内容 | 事業所の他のスタッフと同様の業務(有無) (管理業務やスタッフとしての業務) | 参考) 事業所の他のスタッフと同様の業務の主な内容(具体記述) | 主な外部の連携先 | 備考 |
|------|-------------------|-----------------|----------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------|--|---|------------------------------------|---|---------------------|
| | | ①所内研修の講師 | ②事業所の他職種職員が実施する支援の助言 | ③事業所の他職種職員が実施する支援の技術的なサポート | ④リハ専門職の個別の専門的技術的支援(他のスタッフではできない支援) | ⑤支援に関わる外部との連携 | | | | | |
| 1 | 生活介護 | - | ○ | ○ | ○ | - | ②スタッフへの助言 ③高齢化・重度化した利用者への対応 | - | - | | |
| 2 | 生活介護 | - | - | ○ | - | - | ③支援スタッフが気づかないことを気づいて、日中活動を提案 | ○ | 支援スタッフ業務 | | |
| 3 | 生活介護 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ①スタッフへの伝達研修の講師 ②就労移行・継続B:スタッフへの助言 ④利用者に対する機能訓練 | ○ | 利用者の送迎 | 医療機関 | |
| 4 | 生活介護 | - | ○ | ○ | - | - | ②スタッフへの技術的助言 ③アセスメントの補完 | - | - | | |
| 5 | 障害児通所支援 | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ②スタッフへの助言、③親へのフォロー ③・④・⑤外部(医療機関)との連携、コーディネート、制度利用 | - | - | 小児医療機関、福祉用具業者、支援学校、リハ支援センター、市町 | |
| 6 | 生活介護 | - | ○ | ○ | ○ | - | ②重度高齢化対策に関する助言 ③集団リハ ④重心の利用者の個別支援 | - | - | | |
| 7 | 障害児通所支援 | ○ | ○ | - | ○ | - | ①法人内の保育所職員の研修講師 ②法人内の保育所職員への助言 ④言葉の相談 | - | - | | |
| 8 | 生活介護 | - | ○ | ○ | - | - | ②リスク管理 ③重心の呼吸リハ、姿勢管理など | - | - | | |
| 9 | 障害児通所支援 | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ②保育スタッフへの助言 ③保育業務 ④言葉の教室 | ○ | 児童発達支援、放課後等デイの保育スタッフ | 支援学校 | |
| 10 | 障害児通所支援 | - | - | - | ○ | - | ④言葉の教室 | - | - | | |
| 11 | 生活介護 | - | ○ | - | - | - | ②スタッフへの助言 | - | - | | |
| 12 | 生活介護 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ①介助方法や食事の支援方法など ②環境調整や物品の購入など ③入浴動作や排泄ケア方法について | ○ | 補助金申請(事務処理)、介助用品の選定、福祉車両の検討 | リハ支援センター、市町、介護研修センター、福祉用具業者 | |
| 13 | 精神障害者コミュニティサロン | - | ○ | ○ | - | ○ | ②スタッフへのアドバイス ③通常の支援場面に関わりながら、病状を見極め、必要な支援に適時つなげる | ○ | サロン運営 | 医療機関(精神)、ハローワーク、就労系事業所(※利用者が関わっているところと連携) | |
| 14 | 計画相談 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ①研修の講師 ②スタッフへの助言 ③福祉用具等の技術支援 ④療育支援 | ○ | 相談支援事業、就業支援員の通常業務 | 医療機関、福祉用具業者、市 | |
| 15 | 就労移行支援 | - | - | ○ | - | ○ | ③通常の支援場面に関わりながら、病状を見極め、必要な支援に適時つなげる | ○ | 副施設長、サービス管理責任者、就労支援員 | 医療機関(精神)、障害者職業センター、保健所、障害者就業・生活支援センター、就労系事業所、ほか | |
| 16 | 生活介護 | - | ○ | - | ○ | - | ②スタッフへの助言 ④個別の機能訓練の実施 | - | - | | |
| 17 | 生活介護 | - | - | ○ | ○ | - | ③施設内のプロジェクトチームへの関わり ④個別の機能訓練の実施 | ○ | 窒息事故のマニュアル作成 | | STのみ常勤 PT、OTは非常勤 |
| 18 | 生活介護 | - | - | ○ | ○ | ○ | ③障がい者スポーツの実施 ④個別の運動療法を実施 | - | - | リハ支援センター | |

表 1 2 勤務形態と事業所の職員の業務（有・無）の関係

| 項目 | 無 | | 有 | | 計 |
|-----|----|-------|---|-------|----|
| 常勤 | 3 | 30.0% | 7 | 70.0% | 10 |
| 非常勤 | 7 | 87.5% | 1 | 12.5% | 8 |
| 総計 | 10 | 55.6% | 8 | 44.4% | 18 |

表 1 3 勤務形態と従事事業所数（単数・複数）の関係

| 項目 | 単数 | | 複数 | | 計 |
|-----|----|-------|----|-------|----|
| 常勤 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% | 10 |
| 非常勤 | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% | 8 |
| 総計 | 10 | 55.6% | 8 | 44.4% | 18 |

表 1 4 勤務形態と所内研修の実施（有・無）の関係

| 項目 | 無 | | 有 | | 計 |
|-----|----|-------|---|-------|----|
| 常勤 | 7 | 70.0% | 3 | 30.0% | 10 |
| 非常勤 | 7 | 87.5% | 1 | 12.5% | 8 |
| 総計 | 14 | 77.8% | 4 | 50.0% | 18 |

表 1 5 勤務形態と事業所職員への助言の実施（有・無）の関係

| 項目 | 無 | | 有 | | 計 |
|-----|---|-------|----|-------|----|
| 常勤 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% | 10 |
| 非常勤 | 1 | 12.5% | 7 | 87.5% | 8 |
| 総計 | 5 | 27.8% | 13 | 72.2% | 18 |

表 1 6 勤務形態と事業所職員へのサポートの実施（有・無）の関係

| 項目 | 無 | | 有 | | 計 |
|-----|---|-------|----|-------|----|
| 常勤 | 2 | 20.0% | 8 | 80.0% | 10 |
| 非常勤 | 3 | 37.5% | 5 | 62.5% | 8 |
| 総計 | 5 | 27.8% | 13 | 72.2% | 18 |

表 1 7 勤務形態と個別の専門的技術的支援の実施（有・無）の関係

| 項目 | 無 | | 有 | | 計 |
|-----|---|-------|----|-------|----|
| 常勤 | 3 | 30.0% | 7 | 70.0% | 10 |
| 非常勤 | 4 | 50.0% | 4 | 50.0% | 8 |
| 総計 | 7 | 38.9% | 11 | 61.1% | 18 |

表 1 8 勤務形態と外部との連携（有・無）の関係

| 項目 | 無 | | 有 | | 計 |
|-----|----|-------|---|-------|----|
| 常勤 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% | 10 |
| 非常勤 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% | 8 |
| 総計 | 10 | 55.6% | 8 | 44.4% | 18 |

表 19 リハ専門職の専門的技術的支援 具体的な内容

| |
|---|
| a 心身の機能のアセスメントと支援 |
| <p>例) ○ 疾患の特性, 障害特性, 個人の性格を見極めている。</p> <p>○ 動きやすいからだづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筋緊張を落として歩行につなげる。 |
| b 活動（していること, できていること）のアセスメントと支援 |
| <p>例) ○ 食事に関わる評価や支援（できない, やりづらいなどの問題を把握でき, 対応策を立案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事姿勢, 食形態, 摂食嚥下機能, 介助方法, 食器や道具の工夫, 車いすや座り方などの工夫を行っている。 <p>○ 排尿や排便の管理, 排泄動作の自立への支援を行っている。</p> <p>○ 失語症者のトレーニング（コミュニケーションの表出や理解の練習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーションや雑談を通じた会話の持続, 1対1での会話の練習を行っている。 <p>○ コミュニケーションの評価・支援</p> |
| c 参加（他人との関係や家庭・人生における役割など）のアセスメントと支援 |
| <p>例) ○ 利用者が取り組みやすい, 取り組めるような活動の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害者が行事に参加するための楽器演奏の際の読み取り方の工夫 <p>○ 交通機関や自動車などの手段を利用した移動方法獲得の支援を行っている。</p> <p>○ 施設内でのレクリエーションとして, ボッチャ, 車いすサッカー, 足動車いすホッケーなどの障害者スポーツのメニューを取り入れている。</p> <p>○ 利用者同士のコミュニティの組織づくりや運営を支援している。</p> |
| d 個人因子（個人の人生や生活の特別な背景, 性格, 個人の心理的資質など）のアセスメントや支援 |
| <p>例) ○ 自己肯定感や存在意義を高める関わり, 支援</p> |
| e 環境因子（個人にとっての身近な環境, 物的・人的, サービス, 就労環境など）のアセスメントや支援 |
| <p>例) ○ 利用者の在宅に出向き, 日々の生活や住居の状況を評価している。</p> |
| f そのほか（対象を軸とした複合的な支援） |
| <p>例) ○ 重度心身障害児の問題を把握し対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事姿勢, 呼吸機能, 介助方法, 姿勢保持・変換, ポジショニング, 座位保持装置の検討など |

活動内容の特徴としては, 次のような事例が見られた。

- ・ 一つの箇所で働くのではなく, 複数箇所で活動することが多い。
- ・ ほとんどのリハ専門職が, 「事業所スタッフへの助言」を行っている。
- ・ 事業所一職員として活動しながら, タイミングよくリハ専門職としてのスキルを生かし, 活動している。
- ・ 常勤で働くリハ専門職は, 外部機関との連携の役割を担っている。

ウ 活動効果

リハ専門職の活動効果として、利用者への効果、スタッフ・事業所・法人への効果に大別された。

表 2 0 活動効果

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>a 利用者への効果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントに基づいたタイムリーな支援の提供ができる。 ・活動の機会をつくることができる。 ・プランの提案ができる。 |
| <p>b スタッフ・事業所・法人への効果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフや事業所への安心感がある ・事業所の活動の振り返りができる。 ・事業所全体の活性化につながる。 ・個別に応じた支援ができる。 ・利用者の評価・アセスメントができる。 ・事業所の評価が良くなる。 ・連携を促進できる。 ・スタッフへの効果（表 2 1 に詳細を示す） |

a 利用者への効果

利用者への効果としては、下記の項目があげられた。

- 適時に利用者の変化をアセスメントし、タイムリーな支援の提供ができること。
- 利用者に応じた活動（作業メニュー）の提案や障害者スポーツの情報と参加の機会を提供すること
- 利用者が参加しやすい行事やイベントの工夫などの活動の機会をつくることができること。
- 合理的な動作介助方法の選択や障害児の障害や発達に応じた支援、利用者の就労に向けて必要な目標レベルにスキルアップするためのアイデアの提供などプランの提案ができること。

b 事業所・スタッフ・法人への効果

特に記述が多かったスタッフへの効果については表 2 1 のとおり項目と具体例を整理した。

また、スタッフの効果以外に、次の点が効果としてあがった。

- その他の効果
 - ・スタッフや事業所がいつでも相談できる安心感があること。
 - ・外部の職員が関わることで事業所の活動の振り返りにつながり、事業所全体の活性化となること。
 - ・言語の発達やコミュニケーション、発達しやすい環境づくりができること、二次障害の予防が図られる、その人らしさを支援できるなど利用者の個別に応じた支援ができる。
 - ・スタッフでは気づかない利用者の動作を把握できること、利用者のその人らしさの把握、利用者がどこまでできるか見極めることができること、利用者の状況をアセスメントできるなど利用者の評価・アセスメントができること。
 - ・リハ専門職が勤務する日は利用率が高くなっている。
 - ・身近なところで発達やコミュニケーションの支援が受けられるなど事業所の評価が良くなった。
 - ・医療機関や障害者職業センターなどの外部機関との連携を促進できること。

表 2 1 活動効果 スタッフへの効果（事例）

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>a スタッフへの アドバイス</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者の関わり方についてスタッフへ助言ができる。 ・介助方法についての疑問が解消される。 ・介助方法についてスタッフの相談に乗れる。 ・スタッフでも対応可能な方法の助言ができる。 ・重度心身障害児の方のリスク管理について助言ができる。 ・事業所のスタッフの利用者の症状の理解につなげられる。 ・精神疾患の症状について、スタッフがアドバイスを受けることができる。 ・利用者の移動方法についてアドバイスができる。 ・スタッフが、わからないことを質問できる（移動、運動、失語症のトレーニングなど） |
| <p>b スタッフへの 研修効果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ向けに、コミュニケーションに関する研修ができる。 ・スタッフに対し、介助方法に関する技術やサービスの向上ができる。 |
| <p>c スタッフの認 識が変わる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの知識が高まる。 ・スタッフの利用者を見る目が変わる。 ・スタッフが集団の運動機会を提供することの必要性を感じることができる。 |
| <p>d 研修の理解</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修の内容などを事業所の状況に応じ伝えることができる。 ・外部研修をわかりやすく伝えることができる。 ・スタッフの食事の支援のスキルアップが図られる。 |
| <p>e 支援の実践モ デルとなる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意欲を引き出す支援方法のモデルをスタッフに示すことができる。 ・保育スタッフに子どもの関わり方・接し方を示すことができる。 |
| <p>f 情報提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・機器や福祉用具の使用方法について情報を受けることができる。 |
| <p>g 根拠のある支 援につなげら れる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが根拠に基づいた支援ができるようになる。 ・スタッフが行うケアに根拠を持たせることができる。 |

ヒアリング事例では、活動内容と同様に活動効果は多岐にわたっているが、リハ専門職が事業所に関わる効果は、次のような事例が見られた。

- ・サービス提供を行っている利用者の活動機会の提供
- ・利用者の変化や状況に応じた支援を行える
- ・利用者への直接的効果
- ・スタッフ・事業所・法人への間接的な効果（特に、利用者のアセスメントに基づいた支援のアドバイスができることやスタッフの研修につながっているといった他職種スタッフへの効果が示された事例が多かった。）
- ・医療機関などの外部機関との連携がとりやすくなる。
- ・事業所の評価がよくなる。

エ 活動上の課題

リハ専門職の活動上の課題は、リハ専門職に関わる課題と障害福祉領域で活動する特有の課題、地域全体として受け止めるべき課題に大別された（表22）。

表 22 活動上の課題

| | |
|------------------------------|---|
| <p>a リハ専門職に関わる課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果を捉えることができない。 ・業務に係る知識・スキルに不安がある。 ・利用者の変化や障害の多様化に応じた支援の進め方。 ・他職種のスタッフとのやりとりの難しさがある。 ・利用者を見ないで実施するアドバイスや支援の方法について。 |
| <p>b 障害福祉領域・地域の課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉事業所（法人）内での役割が不明確である。 ・（リハ専門職が）事業所に関わる頻度が少ない。 ・業務について相談先（相手）がない。 ・他機関との連携がとりづらい。 ・制度の利用のしにくさ。 ・リハ専門職の人材が不足している。 ・業務量と報酬単価（リハビリテーション加算など）が見合わない。 |

a リハ専門職に関わる課題

特にリハ専門職の個人に関わる課題については次の点があがった。

- 非常勤でスタッフを通じた支援の場合や相談のみで関わる間接的な支援では、活動の成果を捉えづらい。（生活介護・理学療法士ほか同様1件）
- 業務に係る知識やスキルに不安がある。

（具体事例）

- ・ 発達障害、歩行に関する相談、精神症状等の相談は1人ではアドバイスが難しい。
（生活介護・作業療法士）
- ・ 高次脳機能障害者の支援や対応で技術的に難しいこともある。また、摂食嚥下機能や食事の姿勢、食事の支援等も課題である。（生活介護・言語聴覚士）
- ・ 就労の現場では言語聴覚士としての視点だけでなく、トータル的に広い視点が必要と感じている。（相談支援事業（障害者就業・生活支援センター）・言語聴覚士）
- ・ 知的・精神の方のゴールが立てにくいと感じている。関わりに対する変化がわからない。
（生活介護・作業療法士）
- ・ 重度心身障害児者の方の目標設定が立てにくいと感じている。（生活介護・作業療法士）
- ・ 施設での生活支援はできているが、地域移行に向けた利用者の地域資源がわからない。

- 事業所を利用する障害の多様化への対応や非常勤での関わり方など支援の進め方についてどのようにしていくか。（生活介護・作業療法士）

○ 他職種スタッフとのやりとりの難しさ

(具体事例)

- ・ 人材育成の難しさを感じている(精神・作業療法士)。
- ・ 助言した内容を職員が受け止められるかどうか、どのように助言をしていくか悩む。
(生活介護・理学療法士)。
- ・ 他職種とのやりとりに難しさを感じている。(生活介護・理学療法士)
- ・ スタッフから求められることは多いが、対応をどこまでもとめてよいか悩むことが多い。
(生活介護・理学療法士)

○ 利用者を見ないで実施するアドバイスや支援の方法について

(具体事例)

- ・ スタッフからの情報のみでの助言を求められる際の対応について難しさを感じている。
(生活介護・作業療法士)
- ・ 実際の動作の場面を見ないで、食事の姿勢や食事の相談に対応すること。
(生活介護・理学療法士)

b 障害福祉領域・地域としての課題

○ 障害福祉事業所(法人)内での役割が不明確である。

(具体事例)

- ・ 月1回の勤務でアドバイスできることは限りがあり、スタッフへの助言内容や利用者への対応も限定せざるを得ない。例えば、利用者で補装具等を使用すると歩行が安定しそうな方などもいるが、フォローできないため、提案してよいかどうかも迷うことがある。
(生活介護・理学療法士)
- ・ 同じ法人内でも、リハ専門職の業務内容や取り組んでいる活動が大きく異なっている。
(生活介護・理学療法士)
- ・ もっと提案ができること(福祉用具の活用など)があると思うが実現していない。
(生活介護・理学療法士)
- ・ 福祉分野では、リハはリハ専門職がやるものというイメージが残っている。また、リハは特別なものという意識もある。(計画相談支援・理学療法士)

○ リハ専門職が事業所に関わる頻度が少ない(主に非常勤での関わる回数)。

(生活介護・理学療法士)

○ 業務について相談先がない。(障害児通所支援・言語聴覚士ほか同様6件)

○ 他機関(医療機関、学校など)との連携がとりづらい。

(具体事例)

◇医療機関

- ・ 利用者に重度心身障害者が多く、療育センターなどの医療機関に通院している方が多い。病院と同じ目標でリハビリを行っていきたいが、病院との連携が図れておらず医療面やリハビリに関する情報が共有できていない。(生活介護・理学療法士)
- ・ 療育センターなどの医療機関と連携がとりづらい。窓口等もわからない。
(障害児通所支援・言語聴覚士)

◇教育等

- ・ 幼稚園や保育所の訪問を行う際、訪問先の理解が得られないことがある。
(障害児通所支援・言語聴覚士)
- ・ 支援学校でどのように過ごしているか、学校内での様子などの情報があれば支援に役立つ。(障害児通所支援・言語聴覚士)
- ・ 支援学校と双方向で情報が行きかう関係ではない。(障害児通所支援・作業療法士)
- ・ 支援学校等外部との連携がとりづらい。もっと連携できればと考えている。
(障害児通所支援・言語聴覚士)

- 制度の利用のしにくさ（補装具の購入費支給や日常生活用具給付等事業，自立訓練の提供期間など）がある。（障害児通所支援・作業療法士ほか同様4件）
- リハ専門職の人材が不足している（募集をしても応募がないなど）。
（生活介護・言語聴覚士ほか同様3件）
- 業務量と報酬単価（リハビリテーション加算など）が見合わない。
（生活介護・理学療法士ほか同様3件）

活動するリハ専門職の課題としては，業務に関わる知識やスキルに不安があること，他職種スタッフとのやりとりの難しさ，利用者を見ないでアドバイスを行う難しさをあげた事例が多かった。

障害福祉領域・地域の課題は多岐にわたっているが，事業所や法人内での役割が明確になっていないこと，外部機関との連携がとりにくいこと，業務についての相談先がないこと，制度の利用のしにくさなどが複数の事例からあがった。

特に障害児通所支援など障害児を主に対象としている事業所からは，外部との連携のやりづらさに関する課題が顕著にあがっていた。

オ 必要な支援

活動しているリハ専門職への必要な支援については、勤務するリハ専門職への個別の支援と地域・障害福祉領域全体で取り組みが必要なものに大別された。(表23)

表 23 必要な支援

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>a 勤務するリハ専門職への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・情報が欲しい(社会資源の情報や研修会の開催についてなど)。 ・相談先があるとよい、技術支援を受けられるとよい。 ・県の機関などの役割を知りたい、わからない。 ・研修を受けられるとよい。 |
| <p>b 地域や障害福祉領域全体で取り組みが必要なものの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・入職後のサポート。 ・ケアスタッフの人材育成のサポートをして欲しい。 ・雇用側の理解の促進(待遇を含む)。 ・他機関との連携のつなぎ。 ・地域で共通の課題を持つ多職種や多機関が集まる場があればよい。 ・リハ専門職の役割や効果の啓発が必要である。 |

a 勤務するリハ専門職への支援

○ 情報が欲しい。

(具体事例)

- ・他の障害福祉サービスで働くリハ専門職の活動を知りたい。(生活介護・作業療法士)
- ・地域の社会資源を知れる場が欲しい。(生活介護・作業療法士)
- ・他事業所の取り組んでいる内容を知りたい。(就労移行支援・作業療法士)
- ・障害福祉領域のリハ専門職が集まれるような場を設けて欲しい。勉強会等の情報があれば声がけて欲しい。(障害児通所支援・作業療法士)
- ・参考になる研修会等の情報が入手できればよい。(障害児通所支援・言語聴覚士)
- ・他の事業所で活動している状況などを知りたい。(生活介護・作業療法士)
- ・他の事業所とはつながりがなく情報を得る機会が少ないので、関わっている専門職が集まる機会は有用である。(障害児通所支援・作業療法士)

○ 相談先があるとよい、技術支援を受けられるとよい。

(具体事例)

- ・対応が難しいときに、すぐに相談ができる場は欲しいと思う。リハ専門職に限らず、知っておいたほうがよい人や関係機関の情報を共有できるのもよいのではないかと。
(計画相談支援・理学療法士)
- ・現在、対応している相談の幅が広く、相談できる場がいくつかあるとよい対応方法のアイデアも欲しい。(計画相談支援・言語聴覚士)
- ・精神症状の理解や対応についての相談先があるとよい。(生活介護・作業療法士)
- ・集団体操のまとめ方について悩んでいるので、レク等が得意な方からアドバイスが欲しい。(生活介護・理学療法士)
- ・食事の姿勢、食形態の変更の基準などの支援について知りたい。(生活介護・言語聴覚士)

○ 研修を受けられるとよい。

- 県の機関などの役割を知りたい、わからない。(就労移行支援・作業療法士)

(具体事例)

- ・ より実践的な研修を県内等で受けられるようになることを望む(例えば、感覚統合療法など)。(障害児通所支援・言語聴覚士)
- ・ 心理的・精神面への支援技術を知りたい。(生活介護・理学療法士)
- ・ ペアレントトレーニングの研修会が業務に役立っている。(計画相談支援・理学療法士)

- b 地域や障害福祉領域全般で取り組みが必要なもの

- 入職後のサポート。

(具体事例)

- ・ 障害児の支援については、経験がない方が飛び込むにはハードルが高い。
(障害児通所支援・作業療法士)
- ・ 雇用する側としてもより広い視点で生活支援を求めた場合に、提供するリハ専門職側が十分な対応ができるかという疑問がある。(生活介護・理学療法士)
- ・ 経験が少ないリハ専門職が障害福祉の事業所に関わる場合、施設や事業所のスタッフのやり方に押されてしまうことが考えられる。(生活介護・作業療法士)

- ケアスタッフの人材育成のサポートをして欲しい。

(具体事例)

- ・ ON JOB トレーニングの有効な方法やケアスタッフの基本的なスキルや知識を学べるようなサポートが事業所に対してあるとよいのではないか。(生活介護・作業療法士)
- ・ 教育や研修については難しさを感じている。ある程度、経験を積めば良いということもなく、自己流になってしまうスタッフもいる。(生活介護・作業療法士)
- ・ スタッフへの研修や指導についても非常勤のわずかな従事時間内ではやりづらい。
(生活介護・作業療法士)

- 雇用側の役割の理解促進(待遇を含む)。

(具体事例)

- ・ リハ専門職を雇用する動機が重要である。(就労移行支援・作業療法士)
- ・ 雇用する側の準備がないと、例えばリハビリ＝運動という業務になりかねない。
(生活介護・理学療法士)
- ・ 雇用しようとする側が、どのような意識や意図をもって雇用するかで実際の業務や活動が左右される。(生活介護・理学療法士)
- ・ 障害者支援施設でのリハビリやリハ専門職の活動をサポートする際は、雇用する側と関わるリハ専門職の両面への対応が必要である。(生活介護・理学療法士)
- ・ 障害福祉領域の事業所は、給与面の条件が医療機関に比べると厳しい。
(障害児通所支援・作業療法士)
- ・ 障害福祉領域の多くの管理者がリハ専門職の活用の仕方を知らない可能性が高い。
(生活介護・理学療法士)
- ・ 機能訓練以外にリハ専門職の具体的な活用や役割の提示があると、活躍の幅が広がると思う。(生活介護・理学療法士)

- 他機関(主に医療機関)との連携を支援してほしい。(障害児通所支援・言語聴覚士)

- 地域で共通の課題を持つ多職種や多機関が集まる場があればよい。

(具体事例)

- ・ 他職種や他事業所へのアピールの機会が必要である。(生活介護・理学療法士)
- ・ テーマ・課題別に、地域や圏域毎で多職種や多機関が集まる場などがあるとよい。
(生活介護・理学療法士)

○ リハ専門職の役割や効果の啓発が必要である。

(具体事例)

- ・ リハ専門職が何をしているのかアピールも必要である。事業所、同職種、保健師など。
(計画相談支援・理学療法士)
- ・ 生活支援の場で求められるものと、リハ専門職が持ち合わせているもの、世間に受け止められているイメージや一般的な理解にかい離が生じている。
(計画相談支援・理学療法士)
- ・ 障害福祉領域の事業所への関わり方は、既存のリハビリの手法では簡単には通用しない。障害の現場での、リハビリやケアについて現場スタッフが一定の認識が持てるよう共通言語を持つことが必要ではないか。(生活介護・作業療法士)

活動しているリハ専門職への必要な支援については、業務や自己研鑽などに必要な情報を望む意見、業務で対応が難しいときに相談できる機関などの相談先の確保、研修の受講を望む意見が多かった。

事業所や法人などを含めた活動環境に対して取組が必要なものでは、入職後のサポート、人材育成への支援、雇用側の役割の理解促進、地域で多職種が集まる場の確保、障害福祉領域でのリハ専門職の役割・効果の啓発の必要性があげられている。

(3) リハ専門職連絡会の開催

実施概要

日時 平成26年2月6日(木) 午後1時30分～午後4時

会場 宮城県リハビリテーション支援センター

内容 1) 活動事例発表

| | | |
|--------------|-------|---------|
| 医療法人財団姉齒松風会 | 作業療法士 | 佐藤 洋美 氏 |
| 社会福祉法人静和会 | 作業療法士 | 齋藤 美紀 氏 |
| NPO 法人幸創 | 言語聴覚士 | 伊藤 理 氏 |
| NPO 法人さわおとの森 | 作業療法士 | 工藤 理恵 氏 |

2) 情報交換

3) 行政説明

- 地域リハビリテーション推進強化事業について
- 調査研究事業(中間経過)について
- 今後の連絡会の開催について

参加者数 22名(県関係機関を合わせて33名)

開催状況 活動事例報告と活発な情報交換が行われました



[※ 当日の活動事例報告の内容を参考資料7に掲載しております。]

6 考察・まとめ

(1) 宮城県の障害福祉サービス等におけるリハ専門職配置状況について

本調査では宮城県におけるリハ専門職の配置の概況が把握できた。

配置されている事業所は、大きくは生活介護、障害児通所支援事業、その他に大別される。現状では、障害福祉領域でリハ専門職の配置が規定されているのは、生活介護、自立訓練（機能訓練）であるが、生活介護で配置している割合は24.8%、自立訓練（機能訓練）で71.4%となっている。理由としては理学療法士又は作業療法士を有しなければならないとされているものの、確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができるという規定があり、リハ専門職以外の職員で対応していることが考えられる。

配置している47事業所の勤務形態の特徴として、非常勤雇用が半数を占めている。今回の調査で最も配置数が多かった生活介護でも比率はほぼ同様であり、約半数が非常勤での雇用となっている。

ヒアリング調査からは、リハ専門職の関わる頻度の増加を望んでいる事業所やリハ専門職の新たな雇用を考えている事業所がある一方で、報酬上の評価が低いことが指摘されており、報酬面から常勤としての雇用が難しいことが窺われる。

仙台市と仙台保健福祉圏域を除くと、圏域内でリハ専門職が関わる事業所は5事業所以下となっており、圏域による格差が大きい状況である。

ヒアリング調査の対象事業所の雇用のきっかけとしては、旧制度で配置が義務となっていた事例が4割弱に対して、リハ専門職の専門性に期待しての配置も4割強把握された。

(2) 障害福祉領域で働くリハ専門職の活動の特徴について

ヒアリング調査では、障害福祉領域で働くリハ専門職は、それぞれの立場で工夫をしながら業務を実践しているという状況がわかった。また、その活動内容は多種多様でこれらの役割や活動を明確に定義付けていくのは困難であった。

今回調査した対象事例の分析から得られたリハ専門職の活動内容の特徴は次の点があげられる。

- 活動場所については、1事業所だけでなく、複数の事業所で活動している事例が多い。また、市町村事業への関与など、法人外の事業にも関わるなど、広い範囲で地域活動を行なっている事例が多いことが特徴である。
- リハ専門職としての動きについては、おおきくは、利用者の生活状況や障害状況をアセスメントし、直接利用者に支援を提供する場合（直接的支援）と、利用者のアセスメントに基づき他職種が行なう支援の助言や技術的なサポートをするなど間接的に支援が行われている場合（間接的支援）の二つに分けられる。
なお、障害福祉領域では、後者の間接的支援の事例が多いのが大きな特徴である。
- 障害福祉領域での直接的支援の内容については、医学的な観点からの心身機能の改善というよりは、例えば、障害の状況に応じた日常生活の自立支援や社会参加のための人的支援の実施への支援、福祉機器による環境調整、「動きやすいからだづくり」「食事がしやすい姿勢」といった生活を行う上での身体機能の管理的な側面、利用者が取り組みやすい活動と参加の場の確保など生活機能全体の改善を目的に行っていることも特徴である。
- 特に、常勤のリハ専門職についてであるが、管理業務や支援員としての業務に加え、

外部との連携の窓口や事業所内の他のスタッフのコーディネートなど、幅広い役割を担っている事例が多いことが特徴である。また、比較的経験年数の少ない職員もこのような役割を担っている場合が多いようである。

(3) 障害福祉サービス等におけるリハ専門職の活動効果について

本調査の結果から、障害福祉サービス等にリハ専門職が関わる効果として、次の点があげられる。

① 利用者への効果

障害福祉サービス等の利用者においても、個別の心身機能や活動機会を拡大することができる。

② スタッフ・事業所・法人への効果

リハ専門職が利用者や事業所のスタッフに関わることで、日常生活上の生活行為への働きかけに、リハビリテーションの視点が加わることになる。

リハ専門職の視点が、事業所の多職種スタッフと共有されることで、より利用者の状況やニーズに応じた支援の提供と同時に、外部との連携の対応を行うことによる相乗効果で、サービスの質の向上がはかられており、さらに、事業所全体の活動の活性化や外部からの評価がよくなるといったことにつながっている。

障害福祉領域のリハ専門職の活動は、多種多様な幅広い活動を通して、利用者の心身機能や活動・参加の機会を拡大していくという直接効果に加え、利用者を取りまくスタッフと協働で支援を行う中で、スタッフ等がリハビリテーションの視点を持って支援を行うようになっていくという間接的な効果もある。

(4) 障害福祉サービス等におけるリハ専門職の活動上の課題について

調査全体では多くの活動効果が把握された一方で、課題として活動しているリハ専門職自身においても活動効果の実感を得られにくいと指摘している事例もあった。また、現状の障害福祉領域において例えば「リハビリテーション」や「機能訓練」という現場では多用されている言葉でも、リハ専門職と雇用側で共通認識を得るのは難しい状況である。障害福祉サービス等でのリハ専門職の役割は不明確であるということを前提として、リハ専門職の関与の拡大に取り組む必要がある。

(5) 今後の取組みの方向性について

① 新たな配置に向けた取組みについて

- 現状の障害福祉制度では、リハ専門職の雇用による報酬面の評価が低く、人員の配置の義務もないため、県内の雇用情勢が短期的に大きく変化することは考えにくい。
- 一方で県内の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数全体が増加しており、障害福祉領域に関わるリハ専門職は漸増していくものと考えられる。
- 人員の配置の基準や加算が設定されている生活介護や自立訓練（機能訓練）、障害児通所支援の現場においてリハ専門職の関わりを促進することがファーストステップとして重要である。
- 現状ではリハ専門職が関わる事業所は少なく、ヒアリング調査からも障害福祉領域におけるリハビリテーションの啓発の不足が指摘されている。
- 今回のヒアリング調査で把握された活動効果やリハ専門職の活動を障害福祉サービス種別毎（生活介護や障害児通所支援、就労支援など）に明確化し、事業所関係者とリハ専門職双方に広める必要がある。

② 障害福祉領域のリハビリテーションの普及啓発のあり方について

- 障害福祉領域で活動するリハ専門職は、事業所や利用者の多様なニーズに対応して業務を行っている。また、活動場所やアプローチ方法も様々である。
- 障害福祉領域でのリハ専門職の活動効果は、利用者の生活機能全般や環境改善を含む幅広いものであり、すべての障害福祉サービス等の利用者やスタッフにメリットをもたらすものと考えられる。
- 全県にリハビリテーション支援を進めていくためには地域的な偏在がある現状を踏まえて、既に活動しているリハ専門職に協力を得ながら、障害福祉領域のリハビリテーションの普及啓発を進めていくことが重要である。
- 地域リハビリテーションの推進として、新たな配置の取組みを行なっていくと同時に、既に障害福祉領域で働くリハ専門職が市町村事業への協力や在宅ケアの支援など自立支援の観点で地域活動に取り組みやすい環境整備を図りながら啓発を行なっていくことが必要である。
- 県内のリハ専門職が実践している支援内容を、現在はリハ専門職が関わっていない事業所に周知していくことは、障害福祉領域でのリハビリテーションニーズの顕在化と多機関多職種連携のきっかけとなると思われる。
- 今後はサービス管理責任者などへの研修、事業所への技術支援や情報提供などの啓発の取組みが重要である。

③ 障害福祉サービス等に関与しているリハ専門職に対する支援の必要性や内容について

- 障害福祉領域でのリハ専門職の活動内容や効果に影響を与える要因として、サービス種別、雇用形態、雇用側の方針、関わるリハ専門職の経験や技術が考えられる。今後はこれらの要因を事業種別毎に掘り下げて、サポートや連携体制を検討する必要がある。
- 障害福祉領域のリハ専門職の配置状況で最も顕著な点は、リハ専門職が一人だけ配置されている事業所が8割弱と大変多いことである。1人職場を背景に、必要な支援として、情報の共有や相談先を望む声が多かった。障害福祉サービス等に関与しているリハ専門職に対する研修等の定着支援の取組みや業務のバックアップが求められている。
- 本調査で把握された活動上の課題は、リハ専門職が個人で解決することが難しい問題も多いが、同じリハ専門職職種間や他機関との連携促進を図ることは課題解決のきっかけとして重要である。
- 本調査事業で試行的に実施した連絡会の開催など、専門職同士のネットワークによる情報共有や研修会の開催は有効であると考えられた。

參考資料

1 ヒアリング調査票

障害福祉サービス事業等におけるリハビリテーション専門職活動状況調査
(ヒアリング訪問調査)

(調査記入シート)

■基本情報

| | | | |
|------------------------------------|--|------------|-------------------|
| 法人名 事業所名・施設名 | | | |
| 対応者 職・氏名 | | | |
| サービス種別 利用定員 | <input type="checkbox"/> 生活介護 名 <input type="checkbox"/> 短期入所 名 <input type="checkbox"/> 施設入所支援 名 <input type="checkbox"/> 共同生活介護 名 <input type="checkbox"/> 自立訓練 名 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 名 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 名 <input type="checkbox"/> 共同生活援助 名 <input type="checkbox"/> その他 () 名 | | |
| 事業所の利用者について | 障害者手帳 身体 () 人 療育 () 人 精神 () 人 手帳等なし () 人 | | |
| | 障害程度区分 1 () 人 2 () 人 3 () 人 4 () 人 5 () 人 6 () 人 | | |
| リハ専門職 勤務開始年 | 昭和・平成 年 | | |
| リハ専門職を雇用した きっかけ、人員や雇用形態 の変化等 | | | |
| リハ専門職 雇用形態・勤務時間 | 職種： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 | 週 日 月 日 | 時間 時 分～ 時 分 |
| | 職種： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 | 週 日 月 日 | 時間 時 分～ 時 分 |
| | 職種： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 | 週 日 月 日 | 時間 時 分～ 時 分 |
| リハ専門職の 事業所での活動内容 | めざしていること、意識していること、目標等 利用者支援の取り組みや役割、利用者のニーズ 施設・事業所での役割 外部機関との連携、地域活動等 | | |

| | | | |
|--|--|-----------|-----------------|
| 活動効果について リハ専門職 | 利用者 | 職員・法人，施設内 | 地域，外部機関との関わり，影響 |
| 活動効果について 施設職員 | 利用者 | 職員・法人，施設内 | 地域，外部機関との関わり，影響 |
| 活動上の課題として 感じていること，悩み 等 ・リハ専門職 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援，施設内，地域支援上で問題と感じているや悩み等 ・課題の解決策や解決の方向性等 | | |
| 利用者への支援や事業所の活動で課題として感じていること ・施設 | | | |
| 今後の展開 事業所・地域での活動の将来像 | <p>利用者支援</p> <p>施設内・人員・設備</p> <p>地域活動の支援・外部機関との連携等</p> <p>他事業所等の支援や地域の支援機関としての可能性</p> <p>現在の事業では利用者のニーズに応えられていないと感じていることや解決策の案</p> | | |
| 要望・必要な支援等 | <p>リハ支援センターや保健福祉事務所で取組を行っていく上での要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修や連絡会の必要性 | | |

2 ヒアリング調査結果（記述）の要約

| 事業所へのヒアリング結果 要約 | | 事例1 | 事例2 | 事例3 |
|-----------------|-----------------|--|---|--|
| 基礎情報 | 事業種別 | 障害者支援施設 短期入所 生活介護 | 生活介護 | 生活介護 自立訓練（機能訓練） 就労移行支援 就労継続支援 |
| | 主な対象 | 知的障害者が中心 | 精神・知的障害者 | 知的障害者が中心 |
| リハ専門職の雇用について | リハ勤務開始時期 | 平成20年 | 平成23年4月 | 平成21年 |
| | 勤務形態 | 非常勤 | 常勤 | 常勤 |
| | 職種 | 作業療法士 | 作業療法士 | 理学療法士 |
| | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | リハ専門職採用/理由 | 利用者の高齢化が進み、日中活動の支援やケア方法についてリハ専門職から助言を受けたい。 | 直近に運営する法人が変更となったが、前法人が専門職の雇用に積極的に取り組んでいた。 | 自立訓練（機能訓練）の開設当初から作業療法士を配置している。 |
| | リハ専門職が事業所に関わる頻度 | 月1回2時間程度 | 常勤 | 常勤 |
| | リハ専門職経験年数 | 10年 | 1年 | 9年 |
| 採用後の経過等 | 採用後の経過等 | 職員が個人的に関わりがあった法人に派遣を依頼した。 法人からの派遣で、2年毎に担当者が変更となる。 | 常勤での採用で2年目となっている。 （勤務開始後、運営法人が変更となったが、継続雇用） | 開設時は作業療法士であったが退職。一時、空白の時期があった。 現在の理学療法士が勤務し、2年目となる。 |
| | 相談・支援業務について | 対象者との関わり方 相談・支援機関の連携状況 | 利用者の生活機能の評価を行い担当支援員への助言を行うことが中心である。 利用者の担当者として、ケア会議への参加している。 | 自立訓練（機能訓練）、生活介護の利用者については個別リハビリ。他利用者はスタッフを通じた助言。利用者送迎も行う。 利用者の主治医や入院した際の医療機関との情報交換が多い。 |
| 活動効果と課題について | 活動効果 | 利用者の可能性を引き出す支援、本人の能力を生かして事業所職員でも対応が可能な介助方法の助言を受けられる。対応する職員の知識・技術の向上。支援員のケアが根拠があるものとなり、自信をもって対応できる。 | 利用者の状況に応じて、日中活動（園芸等）を新たに提案した。 | 利用者の自立したいというニーズに対して、支援を行えること。 施設職員の技術やサービスの向上につながっている。 |
| | 利用者の支援上の課題 | 施設の利用者の高齢化が進んでおり、入浴や移動等の介助量が増加、歩行時の転倒が増加している。 | 障害が重度な利用者の目標が立っていないと感じている。 | 自立訓練（機能訓練）の期間が短いと感じている医療リハの対象（診療報酬）となる利用者もいる。 |
| | リハ専門職の活動上の課題 | 月1回と関わる時間が短いため、支援スタッフとの関わり（関係づくり）や対象者の支援内容についてどこまで具体的に助言してよいか難しい。 | 知的障害、精神障害者の関わり方、変化の捉え方が難しい。 | 地域に事業所の存在自体が知られていない。 |
| | 今後の展開 | 事業所としてはリハ専門職の関わる頻度を増やしたいと考えている。 | リハ専門職の特性を生かして業務をさらに実施したい。 | リハ専門職の増員、障害者の介護予防の取り組みが必要である。 |

| 事業所へのヒアリング結果 要約 | | 事例4 | 事例5 | 事例6 |
|-----------------|--|--|--|---|
| 基礎情報 | 事業種別 | 生活介護 | 障害児通所支援(児童発達支援) 生活介護 短期入所 | 生活介護 |
| | 主な対象 | 身体・精神障害者 | 障害児・知的障害 | 重度心身障害児者 |
| リハ専門職の雇用について | リハ勤務開始時期 | 平成20年 | 平成19年 | 平成24年 |
| | 勤務形態 | 非常勤 | 非常勤 | 常勤 |
| | 職種 | 作業療法士 | 作業療法士 言語聴覚士 | 理学療法士 |
| | 人数 | 1 | 3 | 1 |
| | リハ専門職採用/理由 | 県作業療法士会の地域支援事業での関わりがきっかけとなり、非常勤雇用に至った。 | 法人として専門職の採用に積極的に取り組んでいる。 | 利用者の障害が重度化、また高齢化が進んでいる状況のため、専門職を採用し支援を充実させたい。 |
| | リハ専門職が事業所に関わる頻度 | 週1回 | 作業療法士は週4日、言語聴覚士月2回 | 常勤 |
| | リハ専門職経験年数 | 20年 | 20年 | 4年 |
| 採用後の経過等 | 当初は自立訓練(機能訓練)であったが、生活介護となった。 採用時から変更なし。 | 現在の作業療法士は2人目、4年目となっている。 法人が委託を受けている事業を含め、複数の事業所に関与している。 | 法人としては初めての採用である。 法人の他事業所にも必要に応じて支援を行っている。 | |
| 相談・支援業務について | 対象者との関わり方 相談・支援機関の連携状況 | 利用者の評価に基づいたスタッフへの助言、行事やイベント実施のサポートを行う。 リハ専門職として直接的な連携はないが、事業所として専門機関(高次脳機能障害者支援等)の活用を図っている。 | 定期的な直接的な支援少なく、個別に関わりが必要な都度に関わる。 療育センターや市町村、相談支援事業所、専門相談機関等からの情報収集・交換、制度利用の調整等コーディネート実施。 | 重度の心身障害児者については個別の運動を実施。他の利用者は集団やスタッフへの助言、環境調整の助言を行う。 |
| 活動効果と課題について | 活動効果 | 職員では捉えることが難しい日常生活動作や利用者の特性を把握し、スタッフが助言を受けられる。助言に基づき対応することで、利用者の自立度の向上や利用者の活動状況を変えることにつながっている。 | 療育を提供したいという意向から専門職を雇用している。法人の実施している事業に幅広く関わることで、支援が学校等も含め多くの機関と連携のもと利用者の支援が進められている。 | 事業所や法人スタッフとしては、助言が受けられる安心感がある。利用者の目に見える変化があり、利用者や家族から評価されている。 |
| | 利用者の支援上の課題 | 精神障害者の利用者が増えており、生活習慣病への対策が必要。また、発達障害の利用者への対応に苦慮している。 | 福祉用具等の給付制度の円滑な利用が困難、医療的ケアが必要な方へのサービスが不足。 | 利用者の障害の重度化、高齢化している。 |
| | リハ専門職の活動上の課題 | 週1回で曜日が固定しており、他の曜日の利用者はスタッフへの助言のみとなっている。 | 支援学校との連携が十分にできない場合がある。市町村との連携。 | 重度心身障害児者は医療機関が関わっているが、連携が難しく情報が共有できていない。 |
| | 今後の展開 | 利用者の障害像が幅広くなっており、ニーズに応じた支援が必要である。 | 地域で垣根が低く、相談しやすい。相談・支援機関を目指している。 | 今後は在宅支援の展開を検討。さらに法人内から地域の支援学校等からの要望に応えたい。 |

| 事業所へのヒアリング結果 要約 | | 事例7 | 事例8 | 事例9 |
|-----------------|--|---|---|--|
| 基礎情報 | 事業種別 | 障害児通所支援(児童発達支援) 放課後等デイサービス | 生活介護 障害児通所支援(児童発達支援) 放課後等デイサービス | 障害児通所支援(児童発達支援) 放課後等デイサービス |
| | 主な対象 | 障害児 | 重度心身障害児者 | 障害児 |
| リハ専門職の雇用について | リハ勤務開始時期 | 平成25年6月 | 平成21年 | 平成24年4月 |
| | 勤務形態 | 非常勤 | 非常勤 | 常勤 |
| | 職種 | 言語聴覚士 | 理学療法士 | 言語聴覚士 |
| | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | リハ専門職採用/理由 | 利用者のニーズがあり、応えたい。コミュニケーションに関する要望や相談が多い。 | 重度心身障害児者の利用者が多く、個別のリハビリテーションの要望があった。 | 法人として、リハ専門職の活用を図りたい。 |
| | リハ専門職が事業所に関わる頻度 | 非常勤(週2日) | 週1回 | 常勤 |
| | リハ専門職経験年数 | 3年 | 20年以上 | 2年 |
| 採用後の経過等 | 法人としては初めての採用である。 法人の別事業所に入職したが、開設に伴い異動。 | 重症心身障害児(者)通園事業B型実施時からリハ専門職が関与 | 法人としては、別事業所に言語聴覚士が関わっており、開設にあたって紹介され採用に至った。児童デイサービスでは保育を担当。週1回個別支援の教室を開催。 | |
| 相談・支援業務について | 対象者との関わり方 相談・支援機関の連携状況 | 個別支援が中心である。 | 利用者の個別評価に基づき、スタッフへの助言を行っている。 | 通常の保育業務を通じた支援、週1回個別支援の教室を実施している。 |
| | | 利用者の保育所に出向き支援を行っている。医療機関と情報共有が難しい。 | | 支援学校・相談支援事業所が実施するケース会議への参加を行っている。 |
| 活動効果と課題について | 活動効果 | 身近な場所でコミュニケーションや発達に関する支援が受けられることで、利用者から好評である。法人職員の研修を通じて資質の向上が図られる。 | 助言の内容を生かし、個別支援計画に反映している。リハが勤務する曜日は利用率が高い。 | 障害や発達に応じた支援を受けることができる。個別の状況に応じた雰囲気や環境の提供、個々の機能で、やりやすい環境が異なり対応。 |
| | 利用者の支援上の課題 | 幼稚園や医療機関との連携が難しい(訪問や情報共有)。 | 身体機能や呼吸状態のリスクが高い方が多い。 | 支援学校との連携がとりづらい。 |
| | リハ専門職の活動上の課題 | 保育所や支援学校等外部機関との連携が課題である。関係者へのコミュニケーションや発達障害の理解の啓発が必要である。 | 業務量と報酬単価(リハビリテーション加算など)が見合わない。 | 支援学校の卒業後を見据えた支援・社会参加の目標も含めた支援。 |
| | 今後の展開 | リハ専門職の採用は法人としても試行的な点があるが、今後は業務や役割をさらに検討する。 | | |

| 事業所へのヒアリング結果 要約 | | 事例10 | 事例11 | 事例12 |
|------------------|---------------------------|------------------------------------|--|---|
| 基礎情報 | 事業種別 | 障害児通所支援(児童発達支援) 放課後等デイサービス | 生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援 | 生活介護 短期入所 |
| | 主な対象 | 障害児 | 知的障害・身体が中心 | 身体障害者が中心 |
| リハ専門職の 雇用について | リハ勤務開始時期 | 平成23年 | 平成18年 | 平成13年 |
| | 勤務形態 | 非常勤 | 非常勤 | 常勤 |
| | 職種 | 言語聴覚士 | 理学療法士 | 理学療法士 |
| | 人数 | 1 | 1 | 1 |
| | リハ専門職採用/理由 | 震災を契機として、現事業所で支援を行っている。 | 開設当初からリハ専門職の必要性が指摘され雇用。 | 開設当初からリハ専門職が勤務している。 |
| | リハ専門職が事業所に関わる頻度 | 週2日 | 月1回 | 常勤 |
| | リハ専門職経験年数 | 20年超 | 10年以上 | 7年目 |
| 採用後の経過等 | 法人の他事業所にリハ専門職が勤務となった。 | 同法人の事業所2か所に勤務。 | 開設からリハ専門職が在籍していたが、前任が退職し現在は二人目である。勤務形態や活動はかわっていない。法人の別事業所にもリハ専門職が勤務。 | |
| 相談・支援業務について | 対象者との関わり方 相談・支援機関の連携状況 | 個別支援が中心である。 市町の相談事業に関わっている。 | 利用者の評価に基づいた職員への助言が中心である。 | 環境調整、ADLの支援方法の検討と改善を通じたスタッフへの支援。 利用者の支援を通じて、市町村やかかりつけの医療機関との情報交換 |
| 活動効果と課題について | 活動効果 | | 職員からはアドバイザーとしての関わり、頼れる相談相手となっている。利用者に関してわからないことなど何でも相談できている。 | 合理的な介護、ケア方法を選択し、実施の支援ができる。ケアスタッフの相談役となっている。 |
| | 利用者の支援上の課題 | | 利用者の障害が多様化している。視覚障害、聴覚障害、補装具について対応が課題。 | 支援において行政機関との連携がとりづらい場合がある。 |
| | リハ専門職の活動上の課題 | 発達の支援に関わる療育の拠点が無い。 | コスト的に勤務回数確保が課題。 | 施設内のスタッフといかに協働していくか。施設内の体制づくり、組織的に課題を解決していくか。 |
| | 今後の展開 | 言語聴覚士が直接的に臨床をできる場の確保が必要である。 | 様々な機関との連携、多くの専門職と連携し、利用者の支援を強化したい。 | 通所の利用者には関わっていないため、改善の余地がある。外部の機関とどのように協力して施設の課題を解決していくか。 |

| 事業所へのヒアリング結果 要約 | | 事例13 | 事例14 | 事例15 |
|-----------------|--|--|--|---|
| 基礎情報 | 事業種別 | 精神障害者コミュニティサロン | 計画相談支援 地域相談支援(地域移行支援) 地域相談支援(地域定着支援) | 就労移行支援 就労継続支援 |
| | 主な対象 | 精神障害者中心 | 3障害 | 精神障害者中心 |
| リハ専門職の雇用について | リハ勤務開始時期 | 平成13年 | 平成23年 | 平成19年 |
| | 勤務形態 | 常勤 | 常勤 | 常勤 |
| | 職種 | 作業療法士 | 理学療法士 言語聴覚士 | 作業療法士 |
| | 人数 | 1 | 2 | 1 |
| | リハ専門職採用/理由 | 開設時から関与。 | 以前は法人の施設に常勤で在籍していたが、法人全体の活動に関わる必要性が指摘され、現事業所で採用となる。 | 旧法の通所授産施設の職員の要件として、作業療法士があったため。 |
| | リハ専門職が事業所に関わる頻度 | 週4日 | 常勤 | 常勤 |
| | リハ専門職経過年数 | 20年超 | PT:5年 ST1年 | 12年 |
| 採用後の経過等 | 開設時のメンバーとして参画し、現在に至る。 同じ運営主体が実施する作業所も兼務していた時期があるが、現在はこの事業所のみ。 | 23年に理学療法士、平成24年に言語聴覚士が増員(主となる事業は異なる)となる。 | 平成19年から異動なし。 | |
| 相談・支援業務について | 対象者との関わり方 相談・支援機関の連携状況 | 長期的な関わりが多く利用者の状況をアセスメントし、コーディネーター・つなぎ役が中心。支援が必要な際に密に関わる。 | 事業所、支援機関の職員等からの相談依頼による支援機関を通じた支援、障害児は個別の療育支援を実施。 | 主に就労を目指す方への個別支援。 |
| | | 利用者の状況に応じて、医療機関、事業所、行政・専門機関等多様に情報交換、連携を図っている。 | 地域の関係機関と連携、協働し事業を展開。 | 必要に応じて、地域の行政機関、障害者就業・生活支援センター、保健福祉事務所、障害者職業センターと連携。 |
| 活動効果と課題について | 活動効果 | 利用者の状況をアセスメントし根拠に基づいた支援が行える。 | リハ専門職や事業所のスタッフと視点を共有することで、支援機関が手探りではなく、根拠をもって対応することができる。 | 利用者进行评估し、可能性を引き出す支援ができる。利用者の障害なのか、人格の特性なのかを見極めて接することができる。 利用者の意欲を引き出す支援や方法を周囲のスタッフに波及する。 |
| | 利用者の支援上の課題 | 若年の利用者のニーズにこたえられていない。利用者全体が高齢化している。 | 相談後のフォローアップが十分できていない。 | 利用者の支援方針(考え方)が支援機関により異なる場合がある。 |
| | リハ専門職の活動上の課題 | 他スタッフとの協働、人材育成の難しさを感じる。 | 福祉分野では、関係者の『リハビリ』のイメージがリハビリ専門職の実施する心身機能への訓練や医療というイメージが強く、特別なものであるという意識がある。 | スタッフや管理者との関係はよく、内部の悩みはない。 |
| | 今後の展開 | 地域に開かれた事業所として活動を行っていきたい。 | 地域全体の療育や相談支援のあり方、リハの提供についてどのような形が望ましいか。 | 障害者工賃向上計画は個別の支援が手薄になる可能性があり、疑問。 |

| 事業所へのヒアリング結果 要約 | | 事例16 | 事例17 | 事例18 |
|-----------------|--|---|---|---|
| 基礎情報 | 事業種別 | 生活介護 障害者支援施設 自立訓練(機能訓練) 計画相談支援 短期入所 | 生活介護 短期入所 障害者支援施設 | 障害者支援施設 短期入所 生活介護 |
| | 主な対象 | 身体障害者が中心 | 身体障害者中心 | 身体障害者が中心 |
| リハ専門職の雇用について | リハ勤務開始時期 | 更生施設開設時から | 平成12年 | 平成19年 |
| | 勤務形態 | 常勤 | 常勤 | 常勤 |
| | 職種 | 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 | 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 | 理学療法士 |
| | 人数 | 3 | 3 | 1 |
| | リハ専門職採用/理由 | 旧法では必置であったため。 | 開設から関与し、勤務となる。 | 非常勤で理学療法士が勤務しており、常勤での採用を希望。 |
| | リハ専門職が事業所に関わる頻度 | 常勤 | 常勤(言語聴覚士のみ) | 常勤 |
| | リハ専門職経験年数 | OT:13年 ST:8年 PT:10年 | 20年以上 | 7年 |
| 採用後の経過等 | 当初はPT1人であったが、徐々に増員を図り、OT、STの採用を行った。 作業療法士は施設外の法人の他事業にも関与。 | 作業療法士、理学療法士について非常勤で増員。 | リハ配置前は他職種(鍼灸マッサージ師)がリハ支援を担当。 | |
| 相談・支援業務について | 対象者との関わり方 相談・支援機関の連携状況 | OT: リハ部門のマネジメント、相談支援、他事業所への支援 PT: 利用者の個別支援 ST: 利用者の個別支援 | 支援会議を通じた支援内容の検討、集団(レクリエーション)・個別によるコミュニケーション支援 | 個別支援を中心に、集団リハ、スポーツ(ボッチャ等)等の活動の支援に取り組んでいる。 |
| | | 法人として立地自治体とは連携している。利用者の援護の実施機関との関わりは少ない。 | 行政の相談事業に協力している。 | |
| 活動効果と課題について | 活動効果 | 所属施設外の業務が増えており、法人の中でリハの役割は広がってきている。 | 摂食嚥下や窒息事故の対応で、組織の中で必要。 | 2次障害の予防、定期的な個別支援。スポーツ等幅を広げた活動の支援。 |
| | 利用者の支援上の課題 | 元々は地域に帰る支援を行ってきたが、入所施設となり、地域に帰る意向を持つ方が少ない。入所が長期化している。 | | |
| | リハ専門職の活動上の課題 | レベルの維持が目標となってきた。地域への意向に向けた資源についての情報が得られていない。 | 医師がいない中で判断して、支援を行わなければならない。他職種の職員との関係づくり。 | リハに関する活動について事業所内で他職種に理解、支援についての情報等の共有課題である。 |
| | 今後の展開 | 施設のあり方が変わり、今後の方向性が不明確になってきている。 | 支援員が実施している一部の訓練を専門職が対応できるようにしたい。 | 集団で取り組むリハを拡充したい。利用者の状況に応じた福祉用具の活用を図りたい。 |

3 生活介護と自立訓練（機能訓練）のリハ職の職員配置基準について

| 障害福祉サービス事業名 | P T ・ O T の配置基準（従業者） | 配置数（員数） |
|-------------|---|--|
| 生活介護 | <p>理学療法士又は作業療法士を有しなければならない。</p> <p><u>ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</u></p> | <p>理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために<u>必要な数とする。</u></p> |
| 自立訓練（機能訓練） | <p>理学療法士又は作業療法士を有しなければならない。</p> <p><u>ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</u></p> | <p>理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、<u>一以上とする。</u></p> |

4 (旧) 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準《抜粋》

((平成十二年三月三十日厚生省令第五十四号) 最終改正年月日:平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号)

第二章 身体障害者更生施設

(職員の配置の基準)

第十条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護師
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 心理判定員
- 七 職能判定員
- 八 あん摩マッサージ指圧師
- 九 職業指導員
- 十 生活指導員

第三章 身体障害者療護施設 (第十八条一第二十五条)

(職員の配置の基準)

第二十条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護師
- 四 介護職員
- 五 理学療法士
- 六 生活指導員

2 前項各号に掲げる職員のうち、看護師、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を二・二で除して得た数以上とする。

5 (旧) 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 《抜粋》

(平成十二年三月三十一日厚生省令第八十七号)最終改正年月日:平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七八号

第三章 精神障害者授産施設

(規模)

第二十三条

精神障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とする施設であって、次号に規定する精神障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。） 二十人以上
- 二 精神障害者小規模通所授産施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満のものをいう。以下同じ。） 十人以上
- 三 その他の施設 二十人以上三十人以下

(職員の配置の基準)

第二十六条

精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 一
 - 二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が三十九までは四以上、それ以上十又はその端数を増すごとに二を加えた数（通所施設にあつては、一を加えた数）以上
 - 三 医師 一以上
- 2 前項第一号の施設長及び同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員は、常勤でなければならない。ただし、作業療法士及び精神障害者社会復帰指導員のうち一人は、非常勤とすることができる。
- 3 第一項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員のうち、一人以上は精神保健福祉士、一人以上は作業療法士でなければならない。
- 4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
- 一 施設長 一
 - 二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 二以上
- 5 前項第一号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。
- 6 第四項各号に掲げる職員のうち、一人以上は常勤でなければならない。
- 7 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。
- 8 第二十六条第四項の規定は、精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

6 (旧) 精神障害者社会復帰施設設置運営要綱 《抜粋》

(昭和63年健医発143(最終改正 平成8健医発574) 各都道府県知事宛厚生省保健医療局長通知)

第三 精神障害者授産施設

1 設置の目的

精神障害者授産施設(以下「授産施設」という。)は、相当程度の作業能力を有する精神障害者に利用させ、自活することができるように必要な訓練及び指導を行い、もってその者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2 利用対象者

授産施設の利用対象者は、雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者とする。ただし、入所施設の入所者(以下「入所者」という。)は、上記のうち、住居を確保することが困難であって、かつ、多少の介助があれば、日常生活を営むことのできる者とする。

3 定員

授産施設の定員は、おおむね20人以上とする。

ただし、入所施設の定員は、おおむね30人以下とする。

4 利用期間

授産施設の利用期間は、利用者各人の作業能力等を勘案して当該施設において適宜決定すること。

5 構造・設備

(略)

6 職員

(1) 授産施設には、次の職員を置くものとする。

ア 施設長1名

イ 作業指導員1名以上

ウ 指導員助手(非常勤で可)1名

エ 精神科ソーシャル・ワーカー1名以上

オ 専任職員1名以上

カ 顧問医1名

(2) 前項のイからオに掲げる職員は、定員30名までは各1名とする。また、通所施設にあっては、定員が30名を超える場合には、30名を超え10名を増すごとにこれに加えてイ、エ又はオに掲げる職員いずれか1名を置くものとする。ただし、入所施設にあっては、これに加えてイ、エ又はオに掲げる職員いずれか2名を置くものとする。

(3) 施設長は、精神保健福祉に関する業務に5年以上従事した経験がある者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、授産施設を適切に管理運営する能力がある者を充てるものとする。

(4) 作業指導員が作業療法士以外の者である場合にあつては、別に作業訓練の計画作成及びその評価のため非常勤の作業療法士を置くものとする。

(略)

7 障害福祉サービス事業での取り組み事例

| | | | | |
|--------------|-------|----|----|---|
| 医療法人財団姉齒松風会 | 作業療法士 | 佐藤 | 洋美 | 氏 |
| 社会福祉法人静和会 | 作業療法士 | 齋藤 | 美紀 | 氏 |
| NPO 法人さわおとの森 | 作業療法士 | 工藤 | 理恵 | 氏 |
| NPO 法人幸創 | 言語聴覚士 | 伊藤 | 理 | 氏 |

平成26年2月6日に開催された障害福祉サービス事業所等リハ専門職連絡会での活動事例発表のスライドを加工し、掲載しております。

就労支援事業所における リハビリ職の役割

医療法人財団姉齒松風会
すてつぷ
就労移行支援事業
就労継続支援B型事業
副施設長 佐藤 洋美

はじめに...

就労支援事業所において
作業療法士は人員基準に
定められていない。。

事業所の概要

- 地域：登米市
- サービス事業種別：就労移行支援事業
就労継続支援B型事業
- スタッフ人数：17名
(管理者1名、サービス管理責任者2名、就労支援員1名、職業指導員3名、生活支援員3名他8名)
- 利用者の障害割合：
精神6~7割、知的2~3割、身体1割弱

自己紹介

- 資格：作業療法士
- 経歴：H13~介護老人保健施設で通所・入所者のリハビリ担当
H19~石越病院へ入社。精神障害者通所授産施設配属。H21年自立支援法に基づく就労支援事業所に移行
- 勤務形態：常勤(週5日、1日8時間)
- 職種：サービス管理責任者
- 仕事内容：利用者の個別支援計画の作成、就労支援すてつぷ運営全般

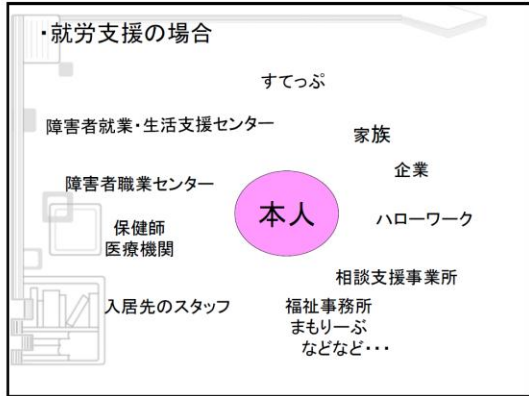
1週間のスケジュール

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------|--------------------------------|---------------------|-------------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 8:00~ | ミーティング(全体・すてつぷ) | | | | | |
| AM | 利用者さん面談 ・送迎について検討 | ハローワーク同行支援 | 障害者雇用について ・打合せ ・作業環境の改善 | 体験利用者の作業 ・評価 | 洗濯作業 ・実習の打合せ | すてつぷ 新年会 作並温泉 岩松旅館(△▽)♪ |
| PM | 「ゆい」にて 障害者職業センターの方と面談 同行 | OT小泉さんと運動評価の 打合せ | 事務処理 | ・スタッフミーティング ・利用者の評価 | ・就労準備支援 ・体験利用者の振り返り | *朝・夕 送迎担当 |
| 18:30~ | ミーティング(全体・すてつぷ) | | | | | |

外部機関とのつながり

施設内の支援には限界が...
積極的に関係機関と連携しています♪

- 利用者支援の場合
 - すてつぷ
 - 家族
 - 相談支援事業所
 - 障害者就業・生活支援センター
 - 保健師
 - 医療機関
 - 本人
 - 福祉事務所
まもりーぶ
 - 入居先スタッフ
ケアマネージャー
 - 支援学校
などなど...



施設全体の取り組み

- ★ 働くために必要な知識の向上を目的に
 - * 障害者就業・生活支援センター「ゆい」の協力を得て「仕事サポート講座」実施
 - * ハローワークの協力を得て「ジョブガイダンス」受講
- ★ 働く体づくりを目的に、東部保健福祉事務所登米地域事務所OT小泉氏の協力を得て「障害者の運動習慣化支援事業」導入
- ★ 健康な体を維持することを目的に、石越病院の協力を得て月2回「医療連携」

…などなど

取り組みの一例ですが・・・

OT小泉氏の協力を得て運動指導や健康管理等について支援を受け、毎日利用者の方と運動をしています♪
そして・・・(^▽^)

これがきっかけで運動部が出来ました。ときにマラソン大会に参加することも♪最近、筋肉担当が入部し専門性(笑)がパワーアップしました。今年も継続して取り組みます♪

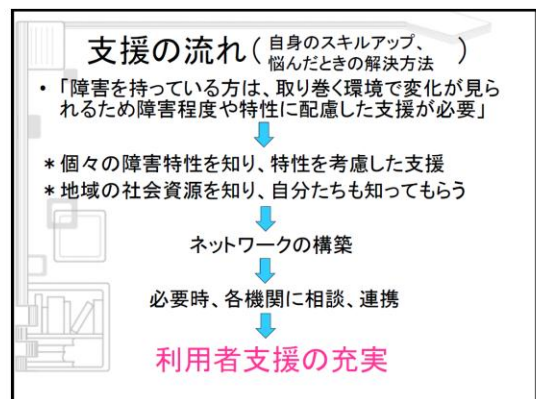
すてっぷ運動部♪

何事も継続！ 活動の様子

緊張してます。。。 (I'm nervous...)

みんなが笑顔になれるように♪

情報の共有化 * 一人で抱え込まない (Information sharing * Don't carry it alone)



就労支援におけるリハビリ職の役割

- 個々の障害特性を理解した上での、作業遂行機能の評価や個別の作業分析、企業への就労を目標としたプログラムの立案等を行っている。
↓
- OT評価は、就労支援においても身体的、精神的、社会的、経済的な広い視野で対象者を把握できる。また、活動分析は、社会の中にある作業や仕事を分析・評価できるため就労支援にとっての強みである。
↓
- 施設内・外の就労訓練や実習・企業の開拓も必要だが、福祉・医療・保健機関さらにはハローワークや障害者職業センター等の労働機関、そして企業との連携など、リハビリ職としての専門性を活かしながら他職種や地域と協働した動きが今後増々求められる。

障害福祉分野の魅力

- 障害を持った方が社会参加できるまで支援出来る場所。作業療法とは、その人が生き生きとした生活を送れるように「仕事」や「遊び」、日常生活行為など、さまざまな「作業」を通して、こころとからだを元気にするリハビリ。
- 利用者さんが元気になると家族も元気になる
- 支援を通して地域(企業)の方々に理解され、また受け入れられ、感謝されたとき！！
- 利用者さんに限らず、自分のキャラ(個性や性格)を活かして仕事ができる場所♪



活動事例発表

障害者支援施設 静和園
 作業療法士 齋藤 美紀

①事業所の概要

- ・ 地域:山元町
 (サービス提供地域:山元町・亶理町・角田市・丸森町・福島県新地町)
- ・ サービス事業種別:生活介護54名、施設入所支援50名、短期入所4名

※自立訓練(機能訓練)は平成25年10月～休止中

- ・ スタッフ人数:23名
 施設長、事務、相談員2名、看護師1名、栄養士1名、支援員12名、PT1名、ST1名、OT1名、リハ助手1名
 サービス管理責任者2名(兼務)
- ・ 利用者の主な障害:脳血管疾患8割、頭部外傷、視覚障害、脳性まひ、神経筋疾患、脊髄損傷などなど
- ・ 平均年齢:60歳
- ・ 主な障害程度区分:区分2～6(平均区分3.9)
- ・ 入退所:入所(2～3名/年)→病院・老健施設・自宅
 退所(2～3名/年)→自宅・特養・入院(死亡)など

②自己紹介

- ・ 職種(OT)
- ・ 今の職場の従事年数 9年
- ・ 勤務日数(常勤) 8:30～17:30
- ・ 仕事内容

ア)静和園での1週間のスケジュール

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|--------|------------------|---|---|---|---|---|---|
| 8:30～ | 申し送り 掃除・記録の準備 | | | | | | |
| 10:15～ | 訓練と随時記録 | | | | | | |
| 12:30～ | 休 息 | | | | | | |
| 13:30 | | | | | | 日 | 日 |
| 13:30～ | 訓練と随時記録 | | | | | | |
| 17:00～ | 申し送り | | | | | | |
| 17:30 | 記録 | | | | | | |

イ) 静和園での役割や仕事

- ・ ADLやIADL評価や練習が中心。
 →生活時間に合わせて練習を実施。
- ・ ご自分でできることを評価し自主訓練の実施。
- ・ リハ会議は設けていないが、随時申し送りを実施。
- ・ サービス管理責任者として……
 (対象)・ショートステイ
 ・ 日中活動の場として利用されている居宅の方

ウ) 外部機関とのつながり(静和園以外には……)

- ・ 法人内(特養、通所介護)施設 必要に応じて
 →ケアプランに基づき、評価・練習・モニタリングなど
- ・ 就労継続支援B型施設 週1回
 →支援目標に基づき、評価・練習・モニタリング・申し送りなど
- ・ 地域包括支援センター主催の会議(介護保険事業所
 ケアマネ連絡会/サービス事業所連絡会)への参加
 隔月PT・OT・ST順に
 →リハビリ視点のアドバイスと情報交換など

必要に応じて

実態調査(病院や施設・ご自宅など)への同行
支援計画内容のアドバイス
各会議への参加
(判定会議やケア会議、サービス担当者会議)
他職種・他事業所への情報発信と情報収集
など多様な内容を行なう。

→コーディネーターのような役割??

③研鑽や研修

研修会への参加、勉強会の開催、専門書を読むなど

自身のこと

病院・老健を経験し、現在に至る。

<実感したこと>

- ・訓練室と病室とのギャップ
- ・退院に向けての練習と実際の生活とのギャップ
- ・他職種との連携ってどういうことか??

連携って……

回復期病棟との出会い
病棟への配属による戸惑い→訓練室がない!!
他職種が質問してくる→どうやって伝えよう……

⇒生活場面での練習
チームアプローチの大切さ

③障害福祉分野の魅力

- ・利用者さん一人ひとりの生活時間に合わせて必要な支援ができる。
- ・他職種は療法士ってどんな仕事をするのか、すごく興味を持っている。
- ・情報が膨大に集まり、しかも広く深いので、優先順位の見極めが難しい。

だからこそ！！

働きかける方法はさまざま
(伝える時はあらゆる手段を考えて)

働きかけなければ何も始まらない。
待っていても情報は集まりません。

支援者のための支援にならないようにしましょう。

⇒困るのは利用者さんですよ～。

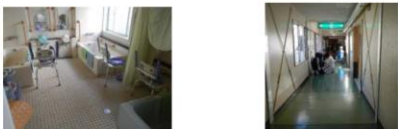
機能訓練(PT)



言語訓練(ST)



作業訓練(OT)



障がい児（者）を多機能にサポート！！
さわおとの森



作業療法士 工藤理恵

①事業所の概要



| | |
|--|---|
| <p>児童発達支援事業、とくくすクラブ</p> <p>発達障害のある児童が障がい児との交流を目的に、支援プランを作成し、少人数でのグループでの活動を実施することにより、児童への個別サポートや児童のより良い成長を促す子育て支援を提供いたします。</p> <p>【対象児童】 10名</p> <p>【開催時間】 月曜～金曜 10:00～13:00（祝日・夏・年末年始休み）</p> <p>【注 意】 ご相談に応じます</p> <p>【料 用】 市町村が定める利用負担額（施設費含む）と材料費等となります。</p> <p>【利用方法】 市町村協議へ申し込み要決定を受けてからとなります。</p> | <p>ショートステイ（短期入所）事業</p> <p>本人が出席する親戚での泊り、食事作り・洗剤付け・入浴準備・服装準備等を職員と共に行うことにより生活能力の向上を図る支援や、グループホーム利用時の体験学習など様々な場面で提供いたします。</p> <p>【対象児童】 11名</p> <p>【開催時間】 施設内で、平日は午後7時～夜間、祝日終了後から翌日翌夜、泊り・泊りまで実施となります。土日も別の時間帯に応じます（祝日・夏・年末年始の要は別項）</p> <p>【注 意】 ご相談に応じます。</p> <p>【料 用】 市町村が定める利用負担額（施設費含む）と、食料費や生活費や外出費などとなります。</p> <p>【利用方法】 市町村協議へ申し込み要決定を受けてからとなります。</p> |
| <p>放課後等デイサービス、くるみクラブ</p> <p>児童が障がい児を支援し、支援プランを作成して放課後や長期休暇中に活動や園外での各種作業活動や社会体験を行ってもよい、より良い成長・社会的向上を促すことを目指し、併せてそのご家族の子育て支援をも提供いたします。</p> <p>【対象児童】 10名</p> <p>【開催時間】 月曜～金曜 13:00～17:00 土曜日 9:00～13:00（祝日・夏・年末年始休み）</p> <p>【注 意】 ご相談に応じます</p> <p>【料 用】 市町村が定める利用負担額（施設費含む）と、おやつなどの食費</p> <p>【利用方法】 市町村協議へ申し込み要決定を受けてからとなります。</p> | <p>発達障害児支援、のびのび相談</p> <p>発達障害児を支援している障がい児がその障がい生活に満足できるよう、スタッフが活躍してその障がい児に専門的なアドバイスを行います。</p> <p>【スタッフ】 心理職、作業療法士・作業療法士・療育士等</p> <p>【料 用】 市町村が定める利用負担額（施設費含む）となります。</p> <p>【利用方法】 市町村協議へ申し込み要決定を受けてからとなります。</p> |
| <p>生活介護 わのび</p> <p>比較的時間の多い1日以上の単位で、本人が希望に応じて、入居、食事作りなどの生活、調理活動などは生活活動の場を提供いたします。</p> <p>【対象児童】 10名</p> <p>【開催時間】 月曜～金曜 10:00～16:00（祝日・夏・年末年始休み）</p> <p>【注 意】 ご相談に応じます</p> <p>【料 用】 市町村が定める利用負担額（施設費含む）と、その他実費</p> <p>【利用方法】 市町村協議へ申し込み要決定を受けてからとなります。</p> | <p>居宅介護、行動支援、移動支援等</p> <p>居宅介護、居宅への訪問での入居・食事・着替えなどの生活活動、買い物・食事作り・掃除などの作業活動、通への付きまわし活動も実施。行動支援や移動支援では、外出時の危険回避や歩行活動の社会参加のための歩行杖貸しを実施いたします。</p> <p>【開催時間】 月曜～金曜 10:00～20:00</p> <p>【料 用】 市町村が定める利用負担額、支援場所の近い場合はタクシー代</p> <p>【利用方法】 市町村協議へ申し込み要決定を受けてからとなります</p> |

障害児サービス事業施設

塩 電 市
ひまわり園
NPO法人 さわおとの森



発達支援ランド
あのねの森



◎自己紹介

～経歴～

- ・ 重度心身障害児施設・肢体不自由児施設での子どもとのかかわり
- ・ 通園施設での子どもとのかかわり
- ・ 相談事業での障がい児（者）とのかかわり

月間スケジュールと仕事内容

| | | |
|---|---|---|
| <p>どんぐりクラブ (母子通園) 月3回</p> <p>くるみ (児童デイ) 月1回</p> | <p>わのみ (生活介護) 月2回</p> | <p>のびっこ相談 (保育所等訪問) 月2回</p> |
| <p>ひまわり園 (母子通園・児童デイ) 月2回 ※ひまわり相談 月1回</p> | <p>あのねの森 (母子通園・児童デイ) 月2回</p> | |

⊗外部機関とのつながり

- ・ **医療機関とのつながり**
⇒家庭での不安や悩みを一緒に話しすることで解消できる。施設スタッフや学校・保育所（幼稚園）の先生の悩みや不安を共に考える情報が得られる。

⊗外部機関とのつながり

- ・ **専門職（理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床心理士、看護師など）とのつながりと連携**
⇒いろんな側面から利用者さんへの理解を深められる。必要な日常生活用具を家族や施設（学校）が安心して作成できる。

④地域で人と関わることのできる 素晴らしさ！福祉分野の魅力！

- ・ 専門職の枠を超えて人と共感できる、みんなで支えあえる、仕事だけができるだけ楽しみたい！
- ・ 地域で家族が豊かに過ごすためのお手伝いができる、ともに楽しく生きる（時々ともに泣いても、それをこれからのパワーにかえられる）、一緒に自分らしさを見つける、そして一緒に笑顔になれる！

素直に感じる心、楽しみを見つけられる心、やってみよう！と動ける環境を作ることのできる仲間でありたいと思います！！



障がい児児童通所支援施設 み～ちゃんち

NPO法人幸創
障がい児児童通所支援施設 み～ちゃんち
言語聴覚士
伊藤 理

施設概要

対象：黒川地域(大和町・富谷町・大衡村)に住む未就学児～18歳の児童
サービス事業種別：多機能型デイサービス
利用者人数：約40名(ことばの教室のみも含む)

利用児の主な障がい
知的障害
ASD
脳性まひ
聴覚障害



自己紹介

職種 ST
 経歴 平成21年 3月 仙台医療福祉専門学校
 言語聴覚学科 卒業
 平成22年 1月 仙台市立黒松小学校
 特別支援学級 担任補助
 平成22年 5月 仙台市立南光台小学校
 特別支援学級 担任補助
 平成23年 4月 仙台市立木町通り小学校
 特別支援学級 担任補助
 平成24年 4月 み～ちゃんち勤務
 勤務日数 5日/週(8時間)

業務内容

○平日 午前
 事務、壁面・教材教具の制作、会議
 (毎週水曜日・金曜日・土曜日・長期休暇期間は療育)
 ○平日 午後
 療育
 ・送迎(学校・自宅へのお迎え、自宅への送り)
 ・制作活動
 ・園外活動(地域の公園や公共施設の利用)
 ・運動遊び
 ・音楽遊び
 ・各季節の行事(遠足、夏祭り、クリスマス会など)
 ・クッキング
 ・排泄介助





業務内容

- 日曜日
- ことばの教室
 - ・構音障がい
 - 機能訓練(舌・口唇の運動能力の向上)
 - 「聴く」練習
 - 正しい発音で話す練習
 - ・コミュニケーション障がい
 - 絵カードやジェスチャーの活用の学習
 - 音声言語でのやりとりの促進
 - ルールのあるあそび(すごろく、トランプなど)の促進
 - ・文字、かずの学習
 - ・手指をつかった課題学習



業務内容

- 毎月1回 金曜日
- 塩釜市保健センター「こざる会」
- 対象
 - ・各幼児検診の結果、精神発達に問題があると思われる幼児及び保護者
 - ・育児不安を持つ保護者とその幼児
- 内容
 - ・課題遊び・自由遊び等を通した幼児への発達支援並びに保護者への指導・相談
 - ・保護者間の交流及び情報交換
 - ・心理相談員による個別・集団指導
- その他
 - ・年1回ケース処遇検討会議

外部機関との連携、地域連携について

- ・幸創内のデイサービスに通う児童に関する情報共有
- ・各学校との情報共有(送迎時)

これから連携を図りたい・強化したい機関

- ・児童が通う他のデイサービス
- ・児童が通う学校・幼稚園・保育所
- ・病院
- ・小児の医療・療育に携わるリハビリテーションスタッフ

研鑽・研修について

- 幸創内での研修会(月1回)
- 宮城県言語聴覚士会 研修会
- TEACCHみやぎ、自閉症カンファレンス
- その他外部の勉強会
- ◎現在関心をもって取り組んでいること
- マカトンサインの汎化
- マカトンサイン研修会への参加
- 幸創内での研修会での情報共有
- 活動時に実際に使用し、家庭や学校での定着を図ってきたい
- 就労に向けての活動提供

障がい福祉分野で仕事をしていく魅力

- 視野が広がる
- 頭を使い、体も使う
- いろいろな場所に行って、いろいろな体験ができる
- 趣味が増える

障害福祉領域におけるリハビリテーション

専門職の活動に関する調査報告書

宮城県リハビリテーション支援センター
〒981-1217
宮城県名取市美田園2丁目1-4
まなウェルみやぎ
TEL 022-784-3588
FAX 022-784-3593
E-mail:rehabilis@pref.miyagi.jp

